

千葉県環境基本計画

平成26年度年次報告



平成28年2月
千葉県

はじめに

千葉県では、平成 20 年 3 月に、県の環境政策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、平成 30 年度までの 11 年間における環境政策の基本目標と、目標を実現するための施策展開の方針を定めたところですが、計画策定以降に生じた新たな環境問題への対応、法令改正等を踏まえ、平成 27 年 3 月に本計画の見直しを行いました。

計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる県の施策については、年度ごとに成果を把握して評価を行い、継続的に見直しを行っていくこととされています。

この度、県では、平成 26 年度における計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を「平成 26 年度年次報告」として取りまとめました。

1．点検・評価の対象

基本計画の第 3 編「施策の展開方向」の中で設定した 5 つの柱（章）の全 22 のテーマ（節）及び各施策を支える共通的・基盤的な施策（第 6 章各節）について、基本計画に記載されている節ごとの「計画の進捗を表す指標」の達成状況の点検・評価を実施しました。

2．点検・評価の方法

各指標について、県庁内の関係部局で構成する「千葉県環境基本計画推進会議」において、点検・評価の時点で把握可能な最新のデータ（26 年度のデータとは限りません。）と、基準年度の状況及び目標とを比較することにより、節全体の点検・内部評価を行いました。ただし、計画では目標年度までの年度ごとの工程表は示されていないため、達成状況の評価は、基準年度との比較を文章で記述するとともに、傾向（トレンド）として目標に近づいているか否かが明らかになるよう、今回より進捗状況を整理することとしました。

また、実施した点検・内部評価の結果については、千葉県環境審議会へ報告して意見を伺うとともに、県庁ホームページや千葉県環境白書などで公開し、広く意見や提言を求め、改善に反映させます。

3．26 年度の主な取組と今後の対応

点検・評価を補足するため、基本計画に記載された施策展開の基本方針に基づき、県が 26 年度に実施した主な施策の取組と、点検・評価結果を踏まえた今後の対応について、節ごとに取りまとめました。

目 次

第1章	地球温暖化防止に取り組む	
第1節	温室効果ガスの排出量削減	1
第2節	森林などによる二酸化炭素吸収の確保	5
第3節	オゾン層保護のためのフロン対策	8
第2章	豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保	
第1節	生物多様性保全に向けた総合的施策の展開	10
第2節	自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	12
第3節	森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生	15
第4節	都市における緑と水辺のネットワークづくり	19
第5節	野生生物の保護と管理	21
第3章	資源循環型社会を築く	
第1節	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	24
第2節	廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止	27
第3節	バイオマス利活用の推進	30
第4節	残土の適正管理	32
第4章	安心できる健やかな環境を守る	
第1節	良好な大気環境の確保	35
第2節	騒音・振動・悪臭の防止	39
第3節	良好な水環境の保全	43
第4節	良好な地質環境の保全	47
第5節	化学物質による環境リスクの低減	50
第6節	放射性物質による環境汚染への対応	53

第5章	環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり	
第1節	環境学習の推進	55
第2節	環境に配慮した自主的行動と協働の推進	58
第3節	「ちば環境再生基金」の充実と活用	61
第4節	県域を越えた連携と国際環境協力の促進	65
第6章	環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進	
第2節	環境影響評価制度等の充実	68
第3節	環境情報の提供と調査研究体制の充実	69
	第6章第1節「環境と調和のとれた土地利用の推進」は、 「千葉県国土利用計画」の内容を再掲したものであるため、 本年次報告書での進行管理の対象からは除外しています。	
(参考)	環境基本計画 指標の進捗状況一覧	72

第 1 章 第 1 節 温室効果ガスの排出量削減

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
家庭における県民 1 人 1 日当たりの二酸化炭素排出量			
電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量	1 日当たり 3.17kg (14 年)	1 日当たり 3.71kg (24 年)	1 日当たり 2.60 kg (30 年)
上記に自家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等に伴う排出量を含めた数値	1 日当たり 6.62kg (14 年)	1 日当たり 6.09kg (24 年)	1 日当たり 5.50kg (30 年)
日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合）			
レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	12.6% (18 年度)	36.3% (26 年度)	80% (30 年度)
節電に努める	59.1% (18 年度)	48.7% (26 年度)	100% (30 年度)
車の運転時は、急発進・急加速をしない	77.0% (16 年度)	64.3% (26 年度)	100% (30 年度)
県の公用車購入時における低公害車の占める割合	96.6% (17 年度)	97.1% (26 年度)	100% (毎年度)
再生可能エネルギー導入量	5,089TJ (25 年度)	7,465TJ (26 年度)	16,000TJ (30 年度)
発電設備導入量	616MW	1,198MW	3,000MW
太陽光発電による再生可能エネルギー導入量	1,637TJ (25 年度)	3,853TJ (26 年度)	10,500TJ (30 年度)
発電設備導入量	426MW	1,004MW	2,727MW
太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入量	3,452TJ (25 年度)	3,612TJ (26 年度)	5,500TJ (30 年度)
発電設備導入量	190MW	194MW	273MW

テラジュール（TJ）：J（ジュール）は、電力量、熱量、エネルギーなどの国際的な単位で、T（テラ）は、補助単位で基礎となる単位の 10^{12} （＝兆）倍の量であることを示す。

なお、発電量（MWh = 出力[MW] × 発電時間[h]）から TJ へは $1,000\text{MWh} = 3.6\text{TJ}$ で換算している。

《評価》

家庭における二酸化炭素排出量については、電気・ガスの使用に伴う数値は基準年度より増加し、目標値との差が拡大してしまいましたが、自動車使用などを含めた排出量は減少し、目標に近づいています。

再生可能エネルギー導入量は、目標に向けて概ね順調に進捗しています。

家庭における二酸化炭素排出量について、家庭内のエネルギー消費に伴う排出量（前年度：1日当たり3.47kg）、自家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等を含めた排出量（前年度：1日当たり5.84kg）とともに、前年度比較では、増加しています。排出量増加の主な要因は、東日本大震災以降、火力発電所の稼働が増え、電力消費1kWh当たりの排出量（排出係数）が増加したためと考えられます。今後も目標の達成に向けて、二酸化炭素排出削減のため省エネなどの取組を着実に推進していきます。

日常生活における環境に配慮した取組については、前年度と比べて、「レジ袋をもらわない」人の割合（前年度：32.1%）は増加（改善）していますが、「節電に努める」（前年度 54.6%）、「車の運転時の急発進・急加速をしない」（前年度：67.3%）人の割合は、前年度と比較して減少（悪化）しており、引き続き、県民に対する普及啓発を行っていきます。

県の公用車購入時（リースを含む）における低公害車の占める割合については、前年度（88.9%）と比較して増加（改善）していますが、目標には到達しませんでした。

再生可能エネルギー導入量は、前年度（基準年度と同じ）と比較し2,376TJ（582MW）増加しており、順調に進捗しています。このうち、太陽光発電による導入量は、前年度（基準年度と同じ）と比較し2,216TJ（578MW）増加し順調に進捗していますが、太陽光以外については、前年度（基準年度と同じ）と比較して160TJ（4MW）の増加にとどまっており、目標に向けての進捗は十分とは言えません。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

地球温暖化防止対策の総合的推進

九都県市が連携し、省エネ・節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解し、率先して行動することを啓発するため、「ライフスタイルの実践・行動キャンペーン」を行いました。

また、「ちばCO₂CO₂ダイエット出前講座」を175回開催し、7,465人が参加しました。

家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進

夏の電力の需給見通しや国の節電対策を県ホームページへ掲載するとともに、環境負荷の低減に配慮していることを選考基準の一つに位置付けている千葉県建築文化賞の受賞作品を紹介するなど普及啓発を行いました。

27年度も引き続き、県民による節電を通じた省エネルギーへの取組の習慣化に向けて、啓発を行っていきます。

事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

中小企業の環境保全の取組を支援する中小企業振興資金（環境保全資金）事業の周知を行うとともに、融資を受けたものに対し、利子補給を行いました。

なお、26年度で利子補給付きの融資事業は終了しましたが、27年度も引き続き県制度融資事業を実施するとともに、制度の周知と利用拡大に努めます。

交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

「エコメッセ2014inちば」等でのエコカーの試乗や、県民向けのエコドライブ実技講習会、事業者を対象としたセミナーの開催等の普及啓発を行いました。

また、高規格幹線道路等ネットワークの整備促進や光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等による交通流の円滑化に努めました。

27年度も引き続き、県民向けのエコドライブ実技講習会を開催するなど普及啓発を行うとともに、高規格幹線道路等ネットワークの整備促進や光ビーコンの整備拡充など交通安全施設の整備等により交通流の円滑化に努めます。

光ビーコン：道路上に設置されている渋滞情報などの道路交通情報を収集・提供するための装置

再生可能エネルギーの導入促進等

24年3月に策定した「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づき、ワンストップ窓口を設け、民間事業者や市町村による円滑なプロジェクト展開を支援するとともに、地域振興への再生可能エネルギーの活用という視点から、市町村が住民や企業と連携して行う地域振興策の検討などの取組に対して支援しました。

また、25年度から3年間で、国の基金事業を活用し、災害時に避難所等となる施設へ太陽光発電設備や蓄電池などを設置する事業を新たに開始し、防災拠点への再生可能エネルギー等の導入を推進しています。

さらに、一般県民向けの再生可能エネルギー導入促進等のための支援施策として、住宅用太陽光発電設備及び省エネルギー設備導入への助成を行いました。

27年度も引き続き、「ワンストップ窓口」により民間の事業を支援するとともに、再生可能エネルギーの活用に取り組む市町村等への支援、住宅用太陽光発電設備及び省エネルギー設備導入への助成を行います。

県自らの率先行動の推進

県自らの事務事業により排出する温室効果ガス排出量について、県庁エコオフィスプランに基づき削減に努め、25年度はプランの基準年である22年度比で6.1%削減しました。

また、県の公用車導入時は、「千葉県公用車のエコカー導入方針」において、低公害車の選定に努めることとしており、今年度は8.2ポイント増え97.1%となりました。今後も公用車への低公害車の積極的な導入を図っていきます。

図1 千葉県の二酸化炭素排出量の推移及びその内訳

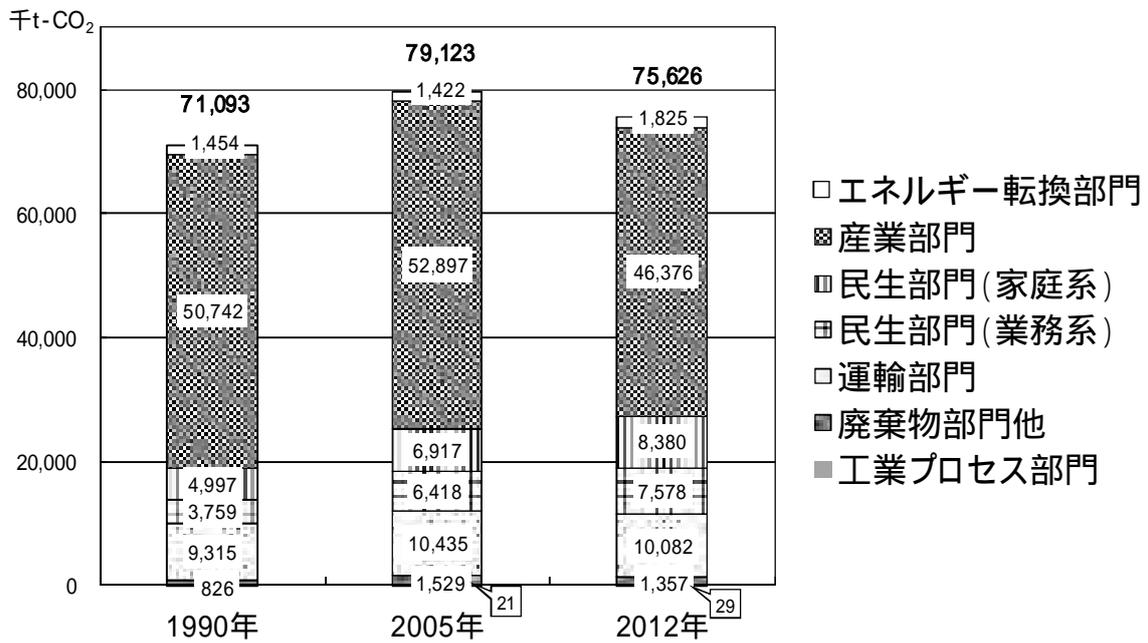
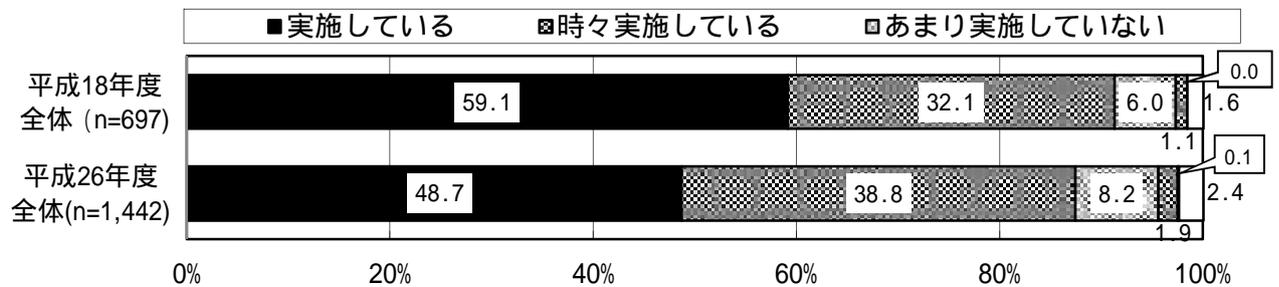


図2 日常生活における取組状況(節電に努める)



H18: 環境基本計画策定基礎調査(標本数2,000 回収率34.9%)

H26: 県政に関する世論調査(標本数3,000 回収率48.1%)

第1章第2節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
地球温暖化防止に資する人工林の間伐実施面積	636ha (18年度)	557ha (26年度) [7カ年累計 5,468ha]	10,105ha [10カ年累計] (29年度) 更なる面積の増加 (30年度)
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度末) [参考] 全国(H17末) 9.1 m ² /人	6.6 m ² /人 (25年度末) [参考] 全国(H25末) 10.1 m ² /人	全国平均値に近づけます (30年度)

育成天然林を含む。

《評価》

間伐実施面積は、基準年度と比べ減少しています。1人当たり都市公園面積は基準年度と比べ増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。

間伐実施面積は、前年度(458ha)比では増加しています。今後も、計画的・効率的な伐採の支援等を行っていきます。

本県の1人当たり都市公園面積は、前年度(6.6 m²/人)比較では増加はなく、全国平均値(前年度10.0 m²/人)との差が拡大しています。今後も県及び市町村による都市公園の整備を進め、全国平均値に近づけるよう努めます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

健全な森林整備・保全対策の推進

全国の森林吸収量算定等のために国が運用している国家森林資源データベースへ県内森林現況情報等を提供し、国の森林吸収源対策に協力しました。今後も、森林所有者や県民へ森林吸収源対策に係る県の取組を情報発信するとともに、国家森林資源データベースへの情報提供及び現地調査への協力を行います。

また、間伐を中心に、公共・県単造林事業(植栽、下刈等)133ha、森林吸収源対策間伐促進事業(間伐)162haを実施しました。

県民等の参加による里山の保全・整備・活用としては、「里山情報バンク」による情報提供、里山活動協定の締結推進(13件)を行いました。併せて森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、県内11市町において30haの森林整備を行いました。

27年度も引き続き、こうした森林整備事業などを行います。

木材資源の有効利用対策

新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（10棟）や公共建築物の木造化及び公共土木工事における木材利用の促進等を通じて、県産木材の利用拡大を図りました。

また、農林総合研究センターにおいては、木質系バイオマスの利用拡大に向けた研究等に取り組みました。

27年度も引き続き、県産木材の利用拡大のため、新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成や公共建築物の木造化の促進等を行うとともに、未利用林地残材等を低コストで効率的に搬出するための試験・研究に取り組みます。

都市の緑化対策

市町村における都市公園整備の推進に係る講習会を2回開催するとともに、県民の緑化意識の啓発のため、県立都市公園のイベント等において壁面緑化の展示、花の種の配布等を行いました。

また、公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的として、一定規模以上の工場や物流施設等の事業者と緑化協定を締結し、事業敷地における緑地を確保しています。26年度は、27件（22.2ha）の協定を締結しました（累計では994件、1,330.24ha）。

27年度も引き続き、都市公園整備の推進を図るとともに、緑化協定による緑地の確保とあわせ、ビオトープに対する理解を深めるため、企業・学校関係者等を対象とした実地講座を開催します。

表1 千葉県の森林整備（間伐）実施面積

区 分		H19～H24	H25～H29 合計（内 H26）
森林整備 （間伐）	計 画	5,150	5,300 （900）
	実 績 （ha）	5,503	1,015 （557） 【H19～累計：6,518】

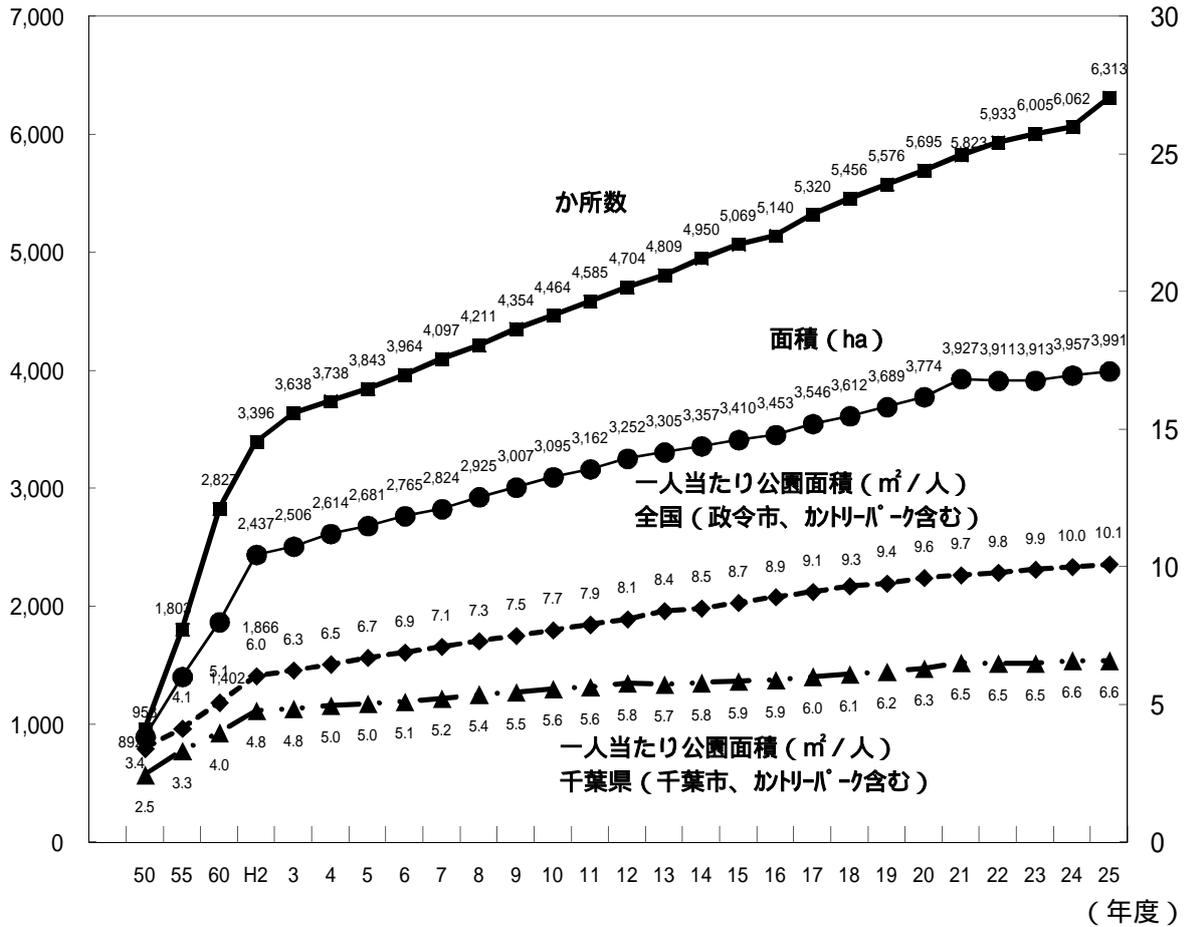
出典 H19～H24：千葉県森林吸収量確保推進計画

H25～H29：特定間伐等の実施に関する基本方針、千葉県農林水産業振興計画

図3 一人当たり都市公園面積推移

(単位：m²/人)

(単位：ha、か所)



第1章第3節 オゾン層保護のためのフロン対策

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
フロン類の不 適処理事案の発 生数	輸送中のフロンガスの漏出やフ ロン類を含む電気機器の不法投 棄事例が見受けられます。 (18・19年度)	輸送中のフロンガスの漏出 なし (26年度) 廃家電の不法投棄 835台 (26年度)	無くします (毎年度)

電気機器の不法投棄件数 3,416件、 2,263件

《評価》

輸送中のフロンガスの漏出事例はなく、廃家電の不法投棄は基準年度と比較して大きく減少しており、改善しています。

輸送中のフロンガスの漏出事例は、前年度も発生しておらず変化ありません。廃家電の不法投棄については、前年度(1,096台)と比較して減少(改善)しています。引き続き、目標の達成に向け、施策に取り組みます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

フロン類の管理の適正化の推進

輸送中の漏出を防ぎ、フロン回収量を増やすためには、事業者の法令に関する認識を高め、理解を促すことが必要となります。そのため、県ホームページで法令の概要や廃棄等実施者、フロン回収業者の役割などの情報を提供するとともに、第一種特定製品である業務用冷凍空調機器のフロン回収を業としている登録業者に、フロン回収破壊法に基づく登録を更新するよう通知し、第一種フロン類回収業者の登録を促進しました。なお、平成27年3月31日現在の事業者数は1,799となっており、前年度と比べて増加しています。

また、27年4月から施行されたフロン排出抑制法について、ホームページへの掲載や登録業者への通知等により周知を図りました。

カーエアコンからのフロン回収については、自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の立入検査に併せて確認を行いました。

26年度における業務用冷凍空調機器、自動車用エアコン、家庭用冷蔵庫・エアコンからのフロン回収量の合計は、前年度に比べやや増加しました。

27年度も、フロン類充填回収業者等の登録の促進や立入検査の際の事業者指導などにより、フロン類の管理の適正化を推進していきます。

オゾン層保護、フロン対策に関する啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間(9月)に合わせて、市町村にオゾン層保護対策推進のためのポスター・パンフレットなどを配布しました。27年度も、県民・事業者に対し、廃家電の適正処理やフロン回収・オゾン層保護の重要性について啓発を行っていきます。

大気中のフロン濃度の常時監視

県内 8 地点で、特定フロンのうちフロン-11 などの濃度を毎月測定しました。26 年度における特定フロン濃度の年平均値は、前年度と比較すると大きな変化はありませんでした。27 年度も引き続き、大気中のフロン濃度の監視を行っていきます。

図 4 廃家電（家庭用冷蔵庫及びエアコン）の不法投棄

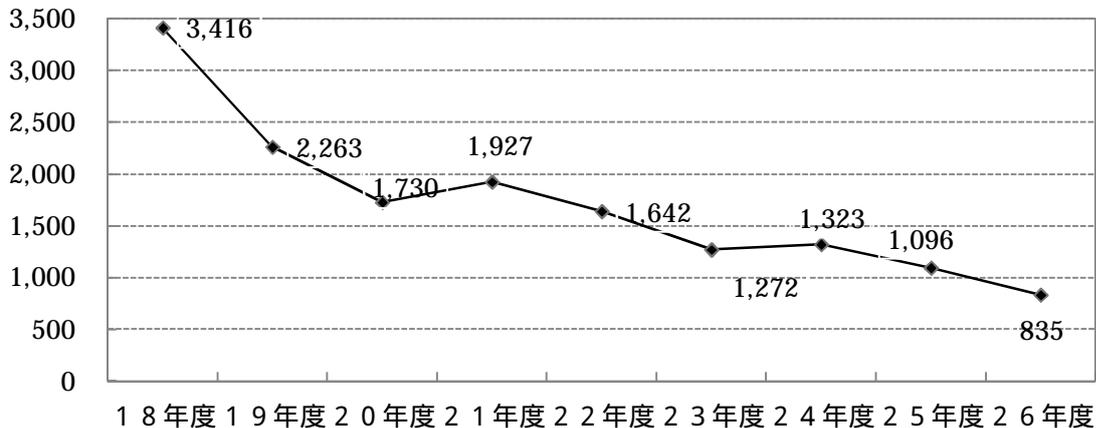


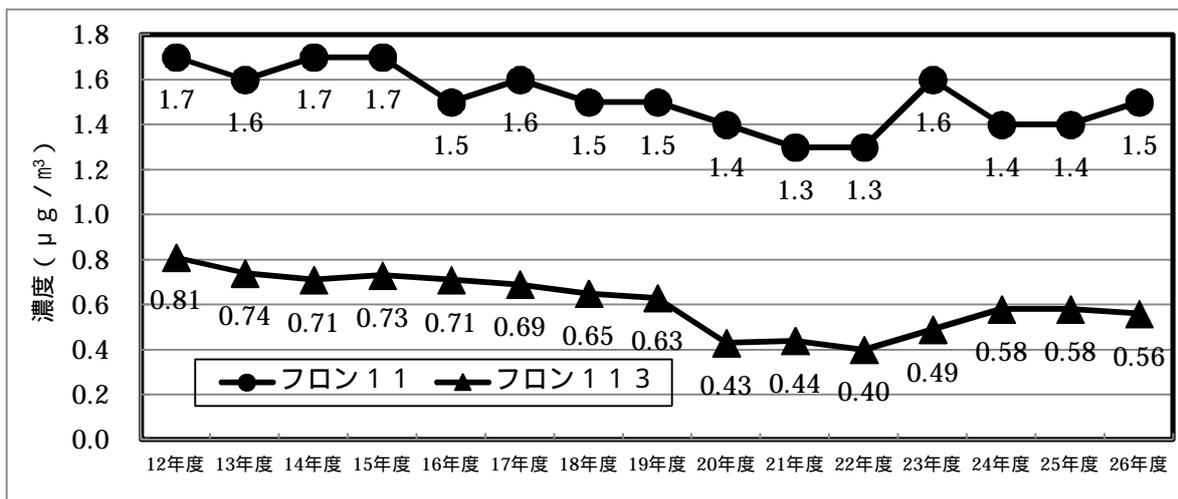
表 2 フロン回収量の推移

(単位：トン)

回収した機器の種類 (適用法)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度の内訳		
						CFC	HCFC	HFC
業務用冷凍空調機器 (フロン回収破壊法)	140.6	158.0	174.1	176.7	184.5	13.1	112.0	59.4
自動車用エアコン (自動車リサイクル法)	47.9	37.3	35.4	33.7	35.0	0.5	-	34.5
家庭用冷蔵庫、エアコン (家電リサイクル法)	121.8	102.6	95.6	122.1	118.1	-	-	-
合計	310.3	297.9	305.1	332.5	337.6	-	-	-

(注)家庭用冷蔵庫、エアコンの回収量は推計値

図 5 大気中の特定フロンの濃度調査結果（各調査地点の平均値）



第2章第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
市町村における生物多様性地域戦略の策定	未策定 (19年度)	5市 (26年度累計)	全市町村で策定 (30年度)
県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」のモニタリング(報告)件数	累計30,400件 (25年度)	累計49,134件 (26年度)	累計50,000件 (30年度)

生物多様性基本法では努力目標と位置付けられています。

《評価》

市町村の生物多様性地域戦略については5市が策定済ですが、引き続き、着実な推進が必要です。

県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」のモニタリング(報告)件数については、目標達成に向け順調に進捗しています。

市町村の生物多様性地域戦略については、26年度新たに2市が策定し5市となりましたが、進捗は十分とは言えません。

「生命のにぎわい調査団」のモニタリング(報告)件数については、前年度(基準年度と同じ)と比べると、18,734件増加しており、目標達成に向け順調に進捗しています。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

県民への普及啓発のため、生物多様性センターでは、生物多様性の保全の取組や県内の希少な野生生物などを紹介したニュースレターを発行(年5回)しました。また、企業等と連携した生物多様性に係るパネルの常設展示(1箇所新設)、市町村と連携した巡回展示(17回)、市民活動団体や企業等を対象とした出前講座(40回)を開催しました。さらに、環境研究センターでは、生物多様性に関連する市民活動展を2団体と共催しました。

また、市町村による取組を促進するため、生物多様性に係る研修会を開催するとともに、生物多様性地域戦略を策定中の市町村に情報提供や助言等を行いました。

さらに、企業による取組を支援するため、取組事例の紹介等を行う企業セミナー(2回)や、「生物多様性ちば企業ネットワーク」を通じた情報提供や勉強会を行いました。

また、ちば環境再生基金では、市町村や市民活動団体等が行う「県民の環境活動支援事業」(10事業)及び「提案型環境再生事業」(6事業)に助成を行いました。

27年度も引き続き、生物多様性に関する普及啓発や多様な主体との連携・協働を進めるとともに市町村の生物多様性地域戦略の策定を推進します。

生物多様性に関する具体的取組の推進

ア 生物多様性の保全と再生

希少な野生生物の保護対策として、特に絶滅が危惧されているヒメコマツとシャープゲンゴロウモドキの生育・生息環境の維持や系統保存などの回復事業、環境省から委託されたミヤコタナゴ保護増殖事業を実施する一方、生態系への影響が大きいカミツキガメ、アカゲザル等の特定外来生物の防除を実施しました。

27年度も引き続き、絶滅危惧種の回復事業や保護増殖事業、レッドリスト植物・菌類編の改訂作業の着手等に取り組むとともに、特定外来生物の防除を実施します。

イ 生物多様性の持続可能な利用

生物資源の持続可能な利用を図るため、バイオマス利活用研修会を開催しました。また、遺伝子資源の適切な利用として、農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種の種子を収集保存し、研究に用いました。

27年度も引き続き、これらの取組を継続します。

ウ 生物多様性の研究と教育

生物多様性への理解の促進のため、県民環境講座（4回）、環境学習指導者に関する講座（4コース）、田んぼの生き物調査、里山・里沼・里海を体験・認識するための山・川・海のフィールドミュージアム事業等を実施しました。27年度も引き続き、各種講座等を開催します。

生物多様性に関する地理情報システムを整備し、県ホームページ（ちば情報マップ及び生物多様性センター）において、主な特定外来生物12種（アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど）の分布図を公開しています。27年度も引き続き、データの充実を図ります。

生物多様性に関する連携協定を締結した大学に絶滅危惧種の遺伝的多様性の解析等について研究委託しました。27年度は、カミツキガメの生息状況や生態等に係る調査を委託します。

地球温暖化に関わる生物多様性保全対策

20年7月に発足した県民による生物モニタリング事業である生命（いのち）のにぎわい調査団により、身近な生物の分布状況等をモニタリングしました。なお、27年3月末現在の調査団員の登録者は1,020名、26年度の報告は約18,700件でした。27年度も引き続き、当該調査団の充実を図りながらモニタリングを継続するとともに、他のモニタリング及び情報収集の手法を検討します。

第2章第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自然公園の指定	10 地域 28,537ha (18 年度)	10 地域 28,537ha (26 年度)	10 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956ha (18 年度)	28 地域 1,956ha (26 年度)	28 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	11万1千人 (18 年度)	9万3千人 (26 年度)	12 万人 (26 年度以降毎年度)

《評価》

自然公園及び自然環境保全地域の指定については、基準年度と比べ増減はありません。

自然公園ビジターセンター等の利用者数は、東日本大震災の影響などによる減少から持ち直しつつありますが、基準年度と比較すると減少しています。

自然公園及び自然環境保全地域の指定については、今後も区域の維持拡大に向けた現況調査等を計画的に実施していきます。

自然公園ビジターセンター等の利用者数は、前年度（8万6千人）と比べると増加しています。今後も引き続き利用者が安全かつ快適に利用できるよう、取り組んでいきます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全

ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

生物多様性の観点を加えて行った自然公園現況調査等を踏まえた自然公園区域の見直しに向けた検討を行いました。また、自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施しました。

27年度においても、公園計画の見直しに向けた検討や自然公園の適正な管理を行います。

イ 自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

既指定地域の現況を確認し適切に保全するため、清和自然環境保全地域及び三石山郷土環境保全地域の変遷調査を実施しました。27年度は清和自然環境保全地域及び万木城跡郷土環境保全地域の変遷調査を実施します。

また、原生的自然環境の間の連続性を確保するため、道路法面の緑化や、本来河川が有している自然環境の保全を推進しました。27年度も引き続き、道路や河川等の緑化を推進します。

自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

各自然公園、首都圏自然歩道の利用動向に関する情報収集を行うとともに、自然公園施設等の再整備や自然歩道の標識の整備などを実施しました。27年度も引き続き、自然公園等の利用動向の把握を行うとともに、利用者の安全を確保するため、各施設の修繕を実施していきます。

また、九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止め及び規制看板等の設置や、リーフレットの作成、テレビ・ラジオCM等により啓発を行いました。引き続き、関係市町村等と連携の下、周知啓発に努めます。

表3 自然公園・自然環境保全地域等の指定数・面積

(1) 自然公園(10地域 28,537 ha: 県土面積(515,658 ha)の5.53%)

公園名		指定年月日	面積(ha)
国定公園	水郷筑波国定公園	昭和34年3月3日	3,155 (全体34,956)
	南房総国定公園	昭和33年8月1日	5,690
	計(2地域)		8,845
県立自然公園	県立養老溪谷奥清澄自然公園	昭和10年8月9日	2,790
	県立九十九里自然公園	昭和10年8月9日	3,253
	県立印旛手賀自然公園	昭和27年10月24日	6,606
	県立高宕山自然公園	昭和10年8月9日	2,342
	県立嶺岡山系自然公園	昭和10年8月9日	1,574
	県立富山自然公園	昭和26年3月3日	676
	県立大利根自然公園	昭和10年7月5日	503
	県立笠森鶴舞自然公園	昭和41年3月8日	1,948
計(8地域)		19,692	
合計(10地域)			28,537

(2) 環境保全地域(県指定)(28地域 1,956.36 ha: 県土面積の0.38%)

地域名	地域数	面積
自然環境保全地域	9地域	1,773.75ha
郷土環境保全地域	18地域	105.31ha
緑地環境保全地域	1地域	77.30ha
合計	28地域	1,956.36ha

第2章第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
森林面積	162,500ha (16年)	158,449ha (25年)	森林面積の減少を抑えることにより159,700ha以上を確保します (29年 ¹⁾)
農用地面積	135,100ha (16年)	127,816ha (25年)	農地面積の減少を抑えることにより128,100ha以上を確保します (29年 ¹⁾)
海域における環境基準達成率 (COD ²⁾)	63.6% (18年度) 〔参考〕 全国(H18) 74.5%	45.5% (26年度) 〔参考〕 全国(H25) 77.3%	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)

1: 千葉県国土利用計画による

2 COD(化学的酸素要求量): 有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応(酸化)させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなる。

《評価》

森林面積及び農用地面積については、基準年度と比較し減少しており、確保すべきとした目標値を既に下回っています。

また、海域におけるCODの環境基準達成率は、基準年度と比較し全国平均との差が拡大しています。

森林面積は、前年度(158,550ha)からは101ha減少しています。引き続き、森林の保全と適正な管理に努め、森林機能の維持・増進を図っていきます。

農用地面積も、前年度(128,091ha)からは275ha減少しています。引き続き、農振法に基づく農業振興地域内の農用地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などにより、農地の確保に努めます。

海域におけるCODの環境基準達成率については、前年度と比較して変わりませんが、全国平均(前年度79.8%)との差は縮小しています。引き続き、23年度に策定した第7次東京湾総量削減計画に基づく各種浄化対策の推進により、水質の改善を図っていきます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

健全な森林整備・保全対策の推進

ア 適切な森林管理・整備の推進

前述した森林整備・保全対策(1章2節参照)のほか、森林経営計画の策定を

支援する森林計画推進事業を 300ha 実施し、県有林においては 139ha の森林整備を行いました。また、県民等の参加による里山の保全・整備・活用として、「里山情報バンク」による情報提供、里山活動協定の締結（13 件）を行いました。併せて森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、県内 11 市町において 30ha の森林整備を行いました。

また、林地開発事業者等を対象に緑化技術講習会を実施し、開発によって一時的に損なわれた森林の機能回復を図るための適切な植栽方法等について具体的な技術指導を行いました。

27 年度も引き続き、これらの施策を行います。

イ 森林の持つ多様な機能の活用

森林整備による CO₂ 吸収量の認証制度の普及を図りました。

27 年度も引き続き、認証制度の普及を進めます。

ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

県産木材の利用拡大として、新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（10 棟）を行いました。

また、23 年 3 月に定めた「千葉県内の公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、公共建築物の木造化及び公共土木工事における木材利用を促進しており、26 年度は、公共土木工事（杭、柵等）を中心として約 300 m³の県産木材を使用しました。

27 年度も引き続き、これらの施策を行います。

農村環境の保全と活用

ア 農地の保全と担い手の確保

多面的機能支払交付金を活用して県内 349 組織が農村の地域資源の保全に努めました。また、耕作放棄地再生推進事業により、26 年度中に 19.2ha の耕作放棄地が解消されました。なお、新規就農者は 377 名でした。

27 年度も引き続き、担い手を確保するため、関係機関から情報提供や技術習得支援を行うなど、多様な就農希望者に対し、細やかに対応します。

イ 環境保全型農業の推進

「ちばエコ農産物」の認証推進（4,170ha）、エコファーマー認定促進等を行いました。

27 年度も引き続き、「ちばエコ農業」生産者協議会を中心とする生産者が相互に連携して行う「ちばエコ農産物」の生産促進等の取組や、認知度向上を図る活動に対して支援を強化します。

通常と比べて化学合成農薬と化学肥料を 2 分の 1 以上低減して栽培し、県が認証した農産物

ウ 地域資源を活用した農村の活性化

グリーン・ブルーツーリズムの普及拡大を図るため、県内の農林水産物直売所や農林漁業体験が一目でわかるリーフレットを作成配布したほか、100店舗以上の農林水産物直売所が参加する共通スタンプラリー「ちばの直売所フェア」の開催、農林漁業体験の受入拡大のための人材育成や広域ネットワーク化の推進に取り組みました。

27年度も引き続き、これらの取組を進めます。

湖沼・沿岸域の保全と活用

ア 湖沼の水環境の保全

印旛沼、手賀沼については、「第6期湖沼水質保全計画」の着実な推進を図るとともに、各種計画に基づき、水環境の保全に取り組みました（4章3節参照）。

27年度も引き続き、これらの取組を進めます。

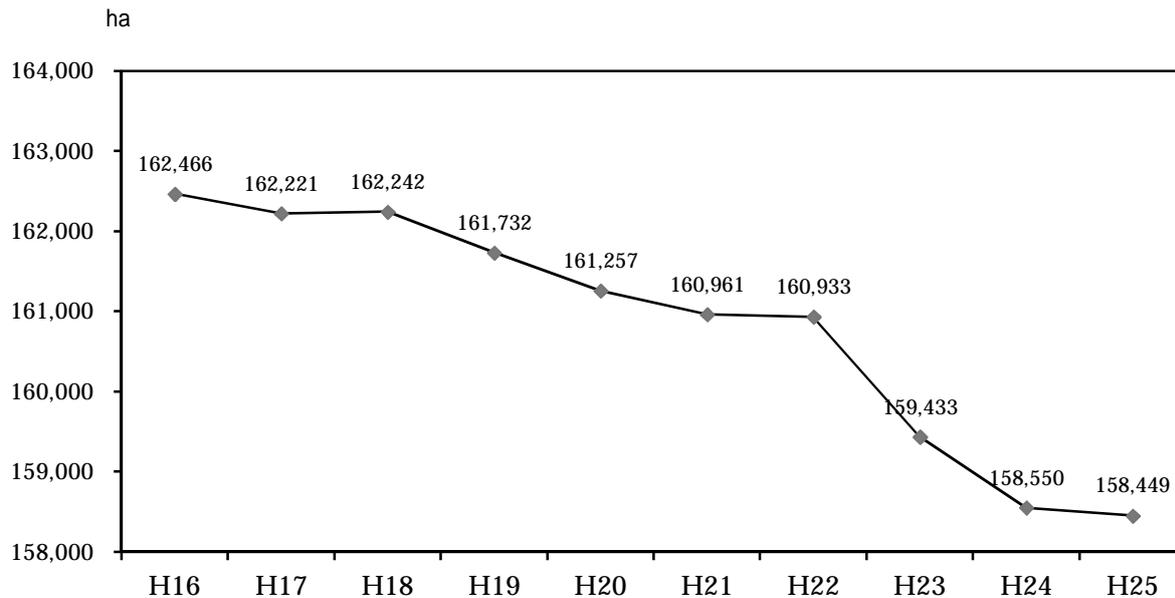
イ 沿岸域の保全と活用

東京湾の水質浄化については、「第7次東京湾総量削減計画」に基づく対策を推進し、パンフレットの配布による啓発活動など、汚濁負荷量を削減するための各種取組を行いました（4章3節参照）。27年度も引き続き、これらの取組を進めます。

三番瀬については、「千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）」（計画期間：26～28年度）に基づき、29事業を行いました。27年度も29事業を行います。また、三番瀬のラムサール条約への登録の促進については、地元関係者や関係機関との協議・調整を行いました。

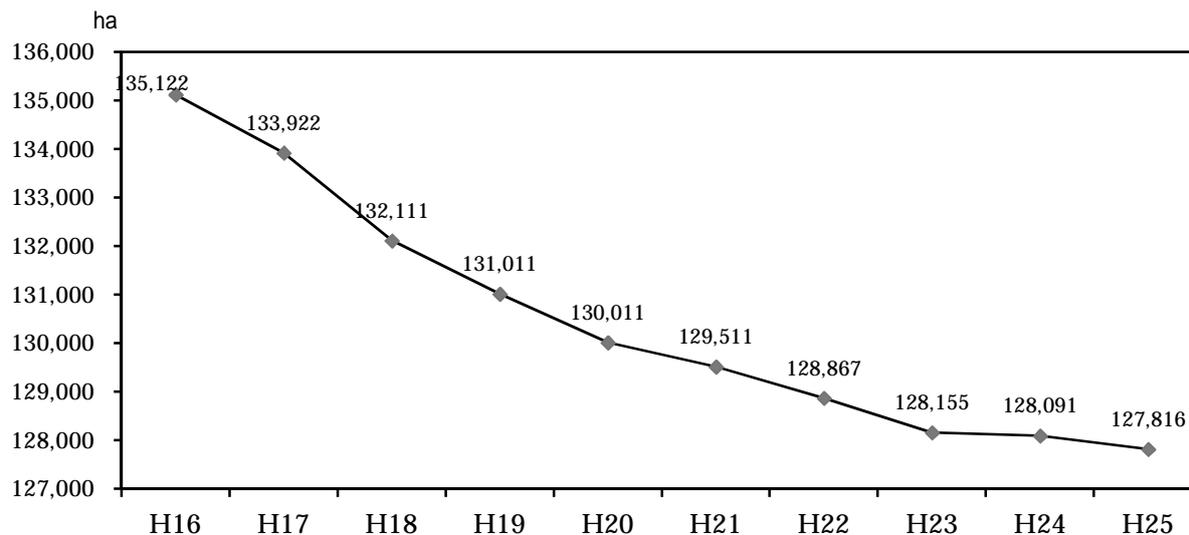
このほかに沿岸域については、人工魚礁の設置などの漁場整備、九十九里浜での養浜事業を行いました。今後も引き続き、これらの取組を進めます。

図6 森林面積の推移



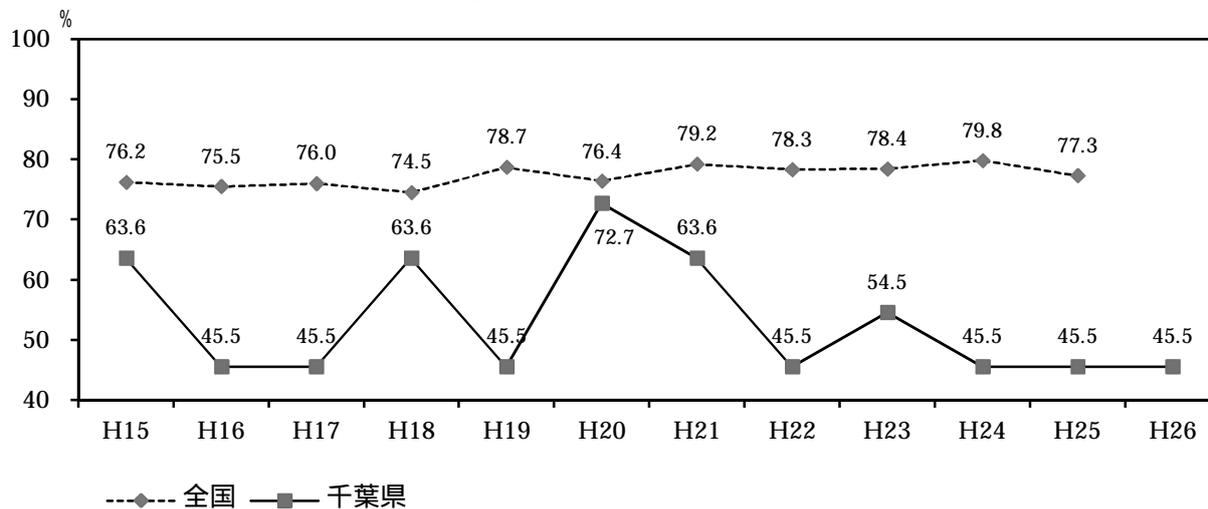
出典：「土地利用現況把握調査」

図7 農用地面積の推移



出典：「土地利用現況把握調査」

図8 海域におけるCODの環境基準達成状況



第2章第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度末) [参考] 全国(H17末) 9.1 m ² /人	6.6 m ² /人 (25年度末) [参考] 全国(H25末) 10.1 m ² /人	全国平均値に近づけます (30年度)

《評価》

基準年度と比べ増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。

本県の1人当たり都市公園面積は、前年度(6.6 m²/人)比較では増加はなく、全国平均値(前年度:10.0 m²/人)との差が拡大しています。今後も県及び市町村による都市公園の整備を進め、全国平均値に近づけるよう努めます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

都市の緑化対策

ア 緑の空間の創造

県立都市公園の整備を行うとともに、都市公園の整備を促進するため、関係市町に向けた会議や講習会を開催し、技術や知識の向上を図りました。

また、前述した緑化協定締結のほか(1章2節参照)屋上緑化・壁面緑化の普及・促進を図るため、関係市及び庁内関係課による推進会議や都市緑化政策に関する講習会を開催するとともに、ビオトープに関する知見の習得のための実地講座を開催しました。

27年度も引き続き、都市緑化の普及・促進を図るとともに、ビオトープに対する理解を深めるため、企業・学校関係者等を対象とした実地講座を開催します。

イ 緑化意識の高揚

緑化意識の高揚を図るため、緑のカーテン普及キャンペーンを3回実施しました。

27年度も引き続き、緑のカーテン普及活動を実施します。

ウ 都市地域の農地の活用

農業に関して生産者と消費者の相互理解を深める場となる農業体験施設や直売所、市民農園等の利用促進を図るため、県ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を実施しました。

27年度も引き続き、情報発信を行います。

水辺空間の形成

ア うるおいのある水辺空間の整備

大津川、根木名川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施しました。

また、流域下水道の終末処理場で処理した高度処理水を海老川水系の長津川、飯山満川支川に放流することにより、河川の流量を確保し、水環境の改善を図りました。

27年度も大津川、根木名川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を行います。

イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民や市民団体等が河川の美化意識や関心を高めるために、千葉県河川海岸アダプトプログラムを実施し、57団体が草刈等の河川美化活動を行いました。

27年度も引き続き、アダプトプログラムの周知、啓発活動に努め、河川美化・愛護思想の向上を図ります。

アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子に見立て、市民活動団体等が里親となって環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

緑と水辺のネットワークづくり

市町村が策定する「緑の基本計画」について、2市において改訂作業がなされました。引き続き27年度も、緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村への指導・助言等を行います。

第2章第5節 野生生物の保護と管理

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
希少動植物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	3市町(ヒメコマツ、 シャープゲンゴロウモドキ) (26年度累計)	全市町村で作成 (30年度) 1
特定外来生物の防除対策の実施 2	カミツキガメ 約1,000頭 (17年度)		県域から排除 します (30年度)
	アカゲザル 約1,100頭 (19年度)	約400頭 (26年度)	
	アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度)	約10,000頭 (23年度)	
	キョン 約1,400～5,400頭 (19年度)	約40,700頭 (26年度)	

1 回復計画は、ヒメコマツは関係1市(君津市)、シャープゲンゴロウモドキは関係3市町の協力を得て策定された。今後の計画策定については、「緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。」こととしている。

2 基準年度及び現況の頭数は推定生息数。

《評価》

希少な野生生物の保護回復計画は、基準年度は未策定でしたが、県が策定主体となり関係する3市町と連携して2種の希少野生生物について策定しています。

特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づき防除を実施していますが、2つの種の推定生息数は基準年度と比べて増加しています。

希少な野生生物の保護回復計画については、26年度内の策定はありませんでしたが、3市町が関係して策定したヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種について、保護対策を強化するために改訂を行いました。引き続き、これらの保護回復計画に基づき着実に回復事業を進めるとともに、今後は緊急に計画策定が必要な希少動植物について、市町村と連携して策定に取り組んでいきます。

特定外来生物については捕獲を進めており、推定生息数は前年度と比べ、アカゲザル(前年度:約500頭)は減少していますが、アライグマは増減がなく、キョン(前年度:約34,000頭)は増加しています。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

希少な野生生物の保護対策の推進

絶滅危惧種のうち、特に生育・生息状況が悪化しているヒメコマツ及びシャープゲンゴロウモドキについて、専門家・行政・市民活動団体等で構成する協議会で検討を重ね、回復計画を策定しています。また、環境省の委託により、国内希少野生動物種に指定されているミヤコタナゴの保護・増殖事業を行っています。26年度はヒメコマツ及びシャープゲンゴロウモドキの協議会をそれぞれ2回ずつ開催し、各主体が連携して回復事業を行うとともに、現状を踏まえた回復計画の改訂を行いました。

27年度は、これら3種の回復事業等を引き続き実施するとともに、レッドリスト植物・菌類編の改訂作業を行う予定です。このほか、環境省の委託により、国内希少野生動物種に指定されているミヤコタナゴの保護・増殖事業を行います。

外来種対策等の推進

26年度は、特定外来生物対策として、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン等について、防除実施計画に基づく防除を行いました。捕獲したカミツキガメ(907頭)、アカゲザル(220頭)、アライグマ(2,545頭)、キョン(2,160頭)は、いずれも25年度を上回りました。

27年度も引き続き、特定外来生物について、防除実施計画に基づく防除を行います。

野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣による農作物等への被害対策については、関係機関・団体等が連携を図り地域の主体的な取組を支援するため、「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、防護・捕獲・資源活用・生息環境管理の4つのプロジェクトを総合的に行いました。

地域個体群であるニホンジカ・ニホンザルについては、生息状況等調査の結果を踏まえて適正な個体数管理に努めるとともに、イノシシと合わせた3種については、市町村が行う有害捕獲事業に対して助成しました。また、捕獲の担い手の確保を促進するため、狩猟免許試験を4回実施(うち1回は、わな猟免許限定)し、322人が狩猟免許を取得しました。

野生鳥獣の保護については、7箇所の鳥獣保護区を更新するとともに、生息数が減少しているヤマドリを人工飼育し150羽を放鳥しました。また、ボランティアや獣医師会の協力により、853件の傷病鳥獣の救護を行いました。

27年度も引き続き、野生鳥獣による農作物等への被害対策を継続するとともに、市町村が実施する有害鳥獣捕獲に対する支援対象を拡充し、キョン、アライグマ、ハクビシンも対象とします。

さらに、26年度の法改正に伴い創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、県が主体となった捕獲事業を行うなど、市町村、県、地域がそれぞれの役割を担いながら、野生鳥獣の管理を行っていきます。

図9 特定外来生物の捕獲数の推移

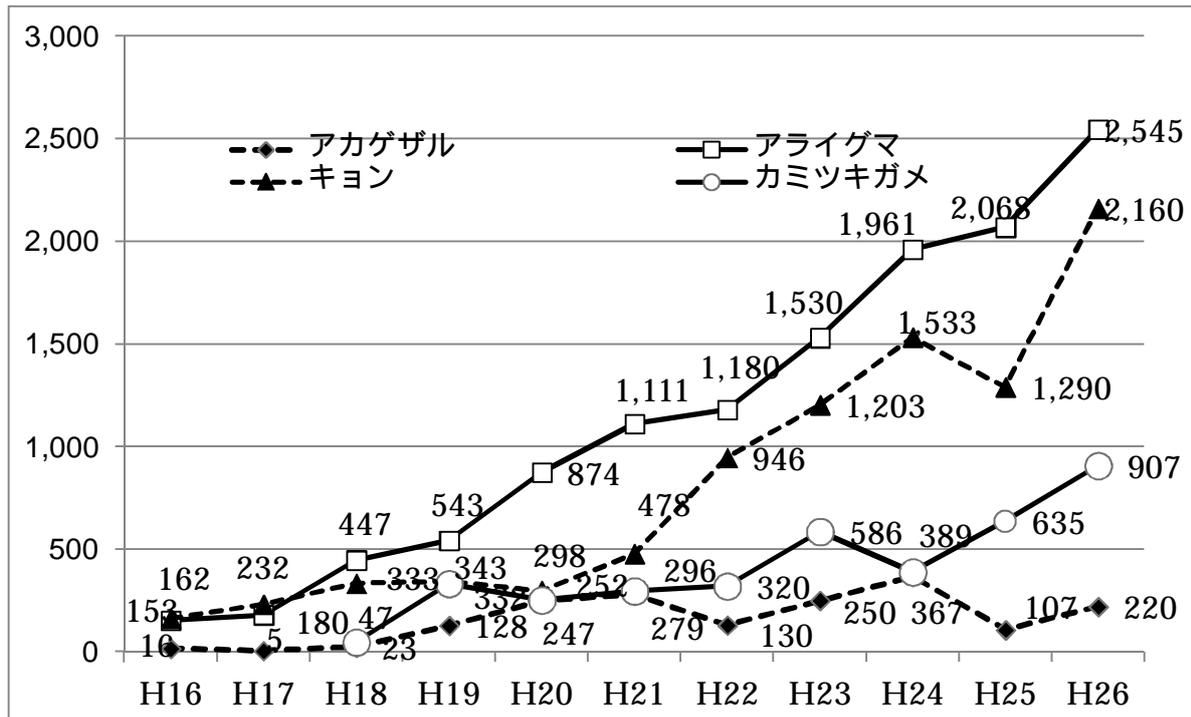
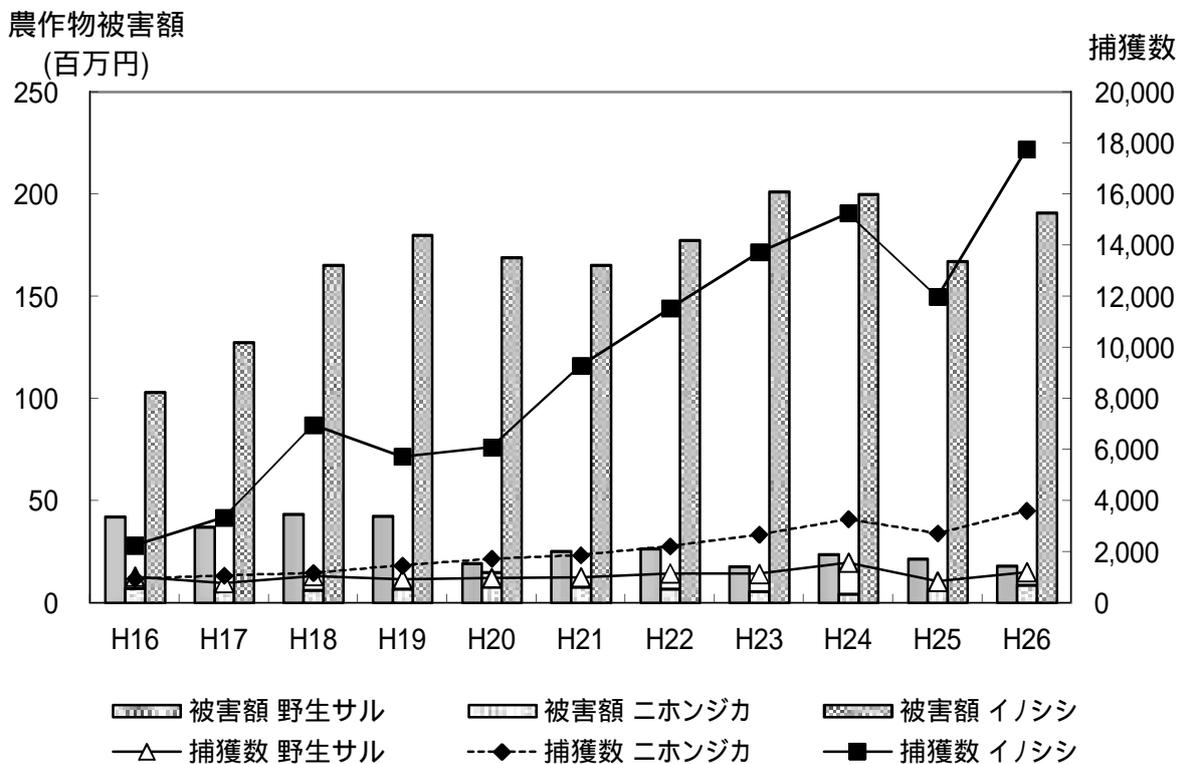


図10 野生サル、ニホンジカ、イノシシによる農作物被害額と捕獲数の推移



野生サルには、ニホンザルとアカゲザルを含む。

第3章第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量	1,126g （17年度）	972g （25年度）	950g （30年度）
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	19万t （17年度）	16.3万t （25年度）	10万t （30年度）
一般廃棄物（ごみ）の再資源化率	24.3% （17年度）	23.5% （25年度）	40% （30年度）
産業廃棄物の排出量	2,493万t （17年度）	2,117万t （25年度）	2,300万t （30年度）
産業廃棄物の最終処分量	67万t （17年度）	31.3万t （25年度）	57万t （30年度）
産業廃棄物の再資源化率	60.0% （17年度）	55.9% （25年度）	62% （30年度）

《評価》

一般廃棄物については、一人当たりの排出量及び最終処分量は基準年度と比べ減少（改善）していますが、再資源化率は基準年度より若干低下しています。

産業廃棄物については、排出量及び最終処分量は既に目標を達成し、減量が図られています。再資源化率は低下し、目標との差が広がっています。

ごみを減らし、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指した普及活動や、市町村による再資源化等の取組により、一般廃棄物の排出量はこれまで順調に推移してきましたが、最終処分量は前年度（16.0万t）と比べて増加（悪化）しています。今後も、最終処分量の削減、分別の徹底による再資源化率の向上を目指し、引き続き全県的な普及啓発等を展開していきます。

また、産業廃棄物については、排出量及び最終処分量に係る30年度目標を達成しましたが、再資源化率については、廃棄物の処理における減量化が進んだことから基準年度を下回っています。引き続き目標の達成を目指し、更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などに努めていきます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

23年3月に策定した第8次となる「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、施策を展開しました。この計画は、27年度を目標年度とし、前計画に引き続き、3Rの推進と適正処理の推進等に向け様々な施策を展開することとしています。

資源循環を推進するためのライフスタイルづくり

レジ袋の削減に向けた普及啓発として「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動を展開し、「ちばレジエコサポーター」の参加拡大に努めた結果、その登録者数は29,633人となりました。また、食品廃棄物の削減に向けた「ちば食べきりエコスタイル」運動を展開し、事業者へ参加を呼びかけるとともに、県民向けには県ホームページ等を通じて情報提供を行いました。

さらに、3Rのうち、環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユース）を重点的に推進していくため、「リデュース、リユースを重視したライフスタイルの変革」をテーマに3R推進シンポジウムを開催したほか、リユースの取組事例集を作成し、広く県民に向けて啓発活動を実施しました。

このほか、九都県市廃棄物問題検討委員会と連携して、食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者の店舗や家庭における食べきりの促進など3Rの推進に向けた普及啓発を行いました。

27年度も引き続き、「ちばレジ袋削減エコスタイル」及び「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発に努めるとともに、多様な3R行動を紹介し、廃棄物の発生抑制を推進します。

マイバッグの持参やレジ袋の辞退等、レジ袋の削減に協力する県民（消費者）をいう。

資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグについては、県や市町村の公共工事で利用しました。また、バイオマスの利活用を進めるため、研究機関と連携して共同研究を実施するとともに、企業のバイオマスの利活用について、その取組が円滑に進むよう協力しました。

その他、毎年、産業廃棄物の排出事業者を対象に研修会を開催しており、26年度は小売店の廃棄物の減量化・リサイクルをテーマにとりあげました。また、建設工事から発生する廃棄物の再資源化等を推進するため、パトロールや建設現場への立入検査を行いました。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく規制に加え、県民の生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、26年12月に「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」（ヤード適正化条例）を制定し、27年4月1日に施行しました。

27年度は、ヤード適正化条例に基づく立入りをを行うなど、引き続きこれらの施策の充実・強化に努めます。

地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

これまでに引き続き、県民、市民活動団体、事業者、行政などによる資源循環型社会づくりに向けた様々な取組を「千の葉エコプロジェクト」として公表しました。今後も情報提供を行い、各主体との相互連携の推進を図ります。

図 1 1 一般廃棄物（ごみ）の排出原単位（一人1日当たりのごみの排出量）の推移

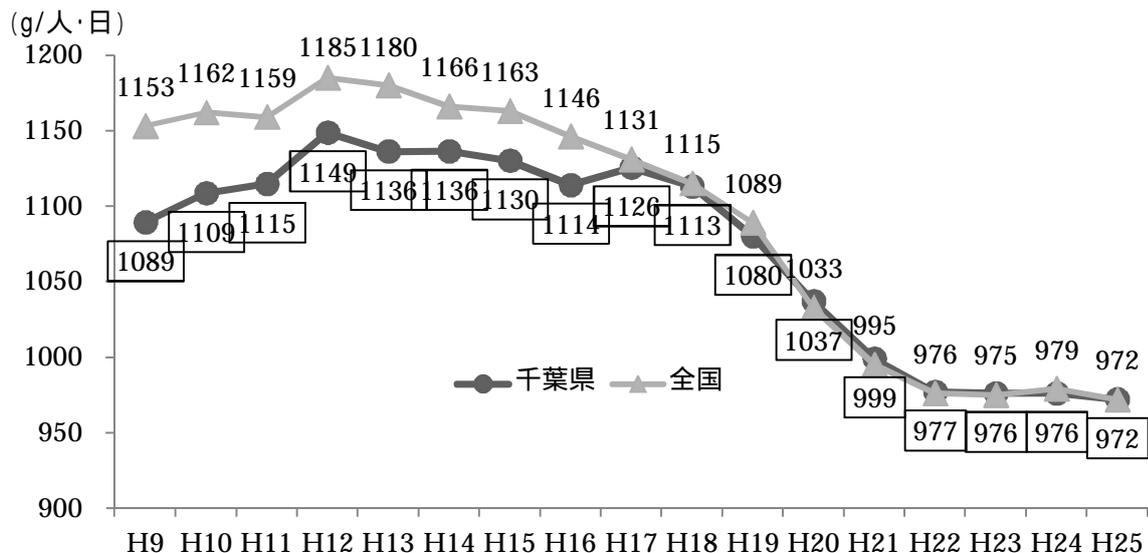


図 1 2 一般廃棄物（ごみ）の再資源化率の推移

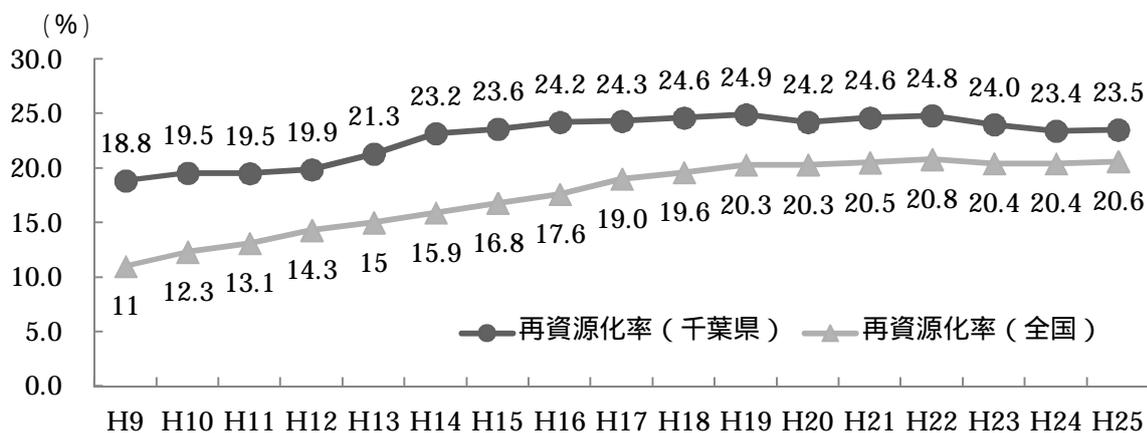
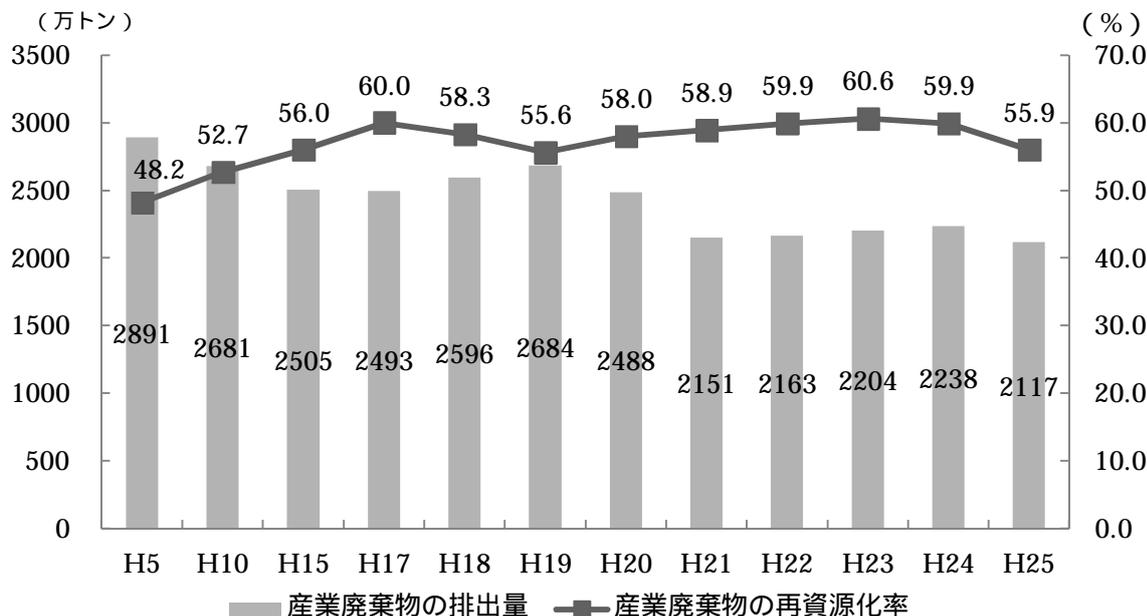


図 1 3 産業廃棄物の排出量・再資源化率の推移



第3章第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
新たな不法投棄量 (投棄量10トン以上の不法投棄箇所における投棄量の総量)	23,861トン (18年度)	2,281トン (25年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指します。 (早期実現)

《評価》

産業廃棄物の不法投棄確認量は基準年度と比較して大幅な減少傾向にあります。

24時間・365日体制の監視活動の継続や、警察や市町村と連携した指導の強化等により、大規模で組織的な不法投棄事案は著しく減少し、新たな不法投棄確認量はピーク時(11年度)の約18万トンに比べ、25年度には約80分の1まで減少しており、前年度比も減少しています。

一方で、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものや、小規模でゲリラ的な不法投棄は、依然として後を絶たない状況です。

このことから、警察や市町村に加え、民間事業者などとの連携を図り、迅速で的確な監視・指導活動を更に強化するなど、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、適正処理の確保のための体制づくりを進め、新たな不法投棄量ゼロを目指します。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

23年3月に策定した第8次「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、施策を展開しました。この計画は、27年度を目標年度とし、前計画に引き続き、3Rの推進と適正処理の推進等に向け、様々な施策を展開することとしています。

廃棄物の適正処理の確保

ア 適正処理に向けた体制づくり

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、処理業者に対して427件の立入検査を実施するとともに、優良事業者に対しては、その育成の一環として、知事感謝状・部長感謝状による表彰を行いました。また、排出事業者を対象に産業廃棄物の適正処理に関する説明会を県内で7回開催しました。

27年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

イ 適正処理のための仕組みづくり

建設廃棄物については、発生から再利用を含む処分までの流れを総合的に管理する仕組みの構築について、国へ要望しました。

27年度も引き続き、電子マニフェストの利用拡大、排出事業者への情報提供、処理業者への指導等、適正処理に向けた制度の普及促進に取り組んでいきます。

ウ 廃棄物処理施設の整備対策

指導の更なる適正化・円滑化を図るため、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、産業廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合の事前協議を行っており、32件の事前協議を受理しました。

27年度も、引き続き指導要綱に基づき、地域住民等の十分な理解のもと、周辺環境保全に十分配慮し、安全性・信頼性の確保に努めます。

エ 流入する産業廃棄物対策

県外廃棄物を県内で埋立処分する場合の事前協議を396件行い、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、産業廃棄物の計画的な処理の促進と最終処分場の確保を図りました。

27年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

オ 適正処理困難物の処理対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の立入検査を725件実施し、平成39年3月の処理期限までに適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。

また、アスベスト廃棄物についても、関係機関と連携し、立入検査を104件実施し、適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。

27年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

廃棄物の不法投棄の根絶

ア 廃棄物の不法投棄対策

「ゴミゼロ運動」では、5月25日の一斉清掃日を中心に県内54の全市町村において、約60万人が参加し、766トンのごみを収集しました。27年度も引き続き、「ゴミゼロ運動」を全県的に推進していきます。

産業廃棄物については、24時間・365日体制の監視体制を継続し、不法投棄の未然防止に努めました。また、市町村との連携、警察による徹底した取締りの結果、26年は不法投棄事犯等289件、342人を検挙しました。

なお、26年度は生活環境保全上の著しい支障が認められた1か所について、行政代執行による撤去を行いました。

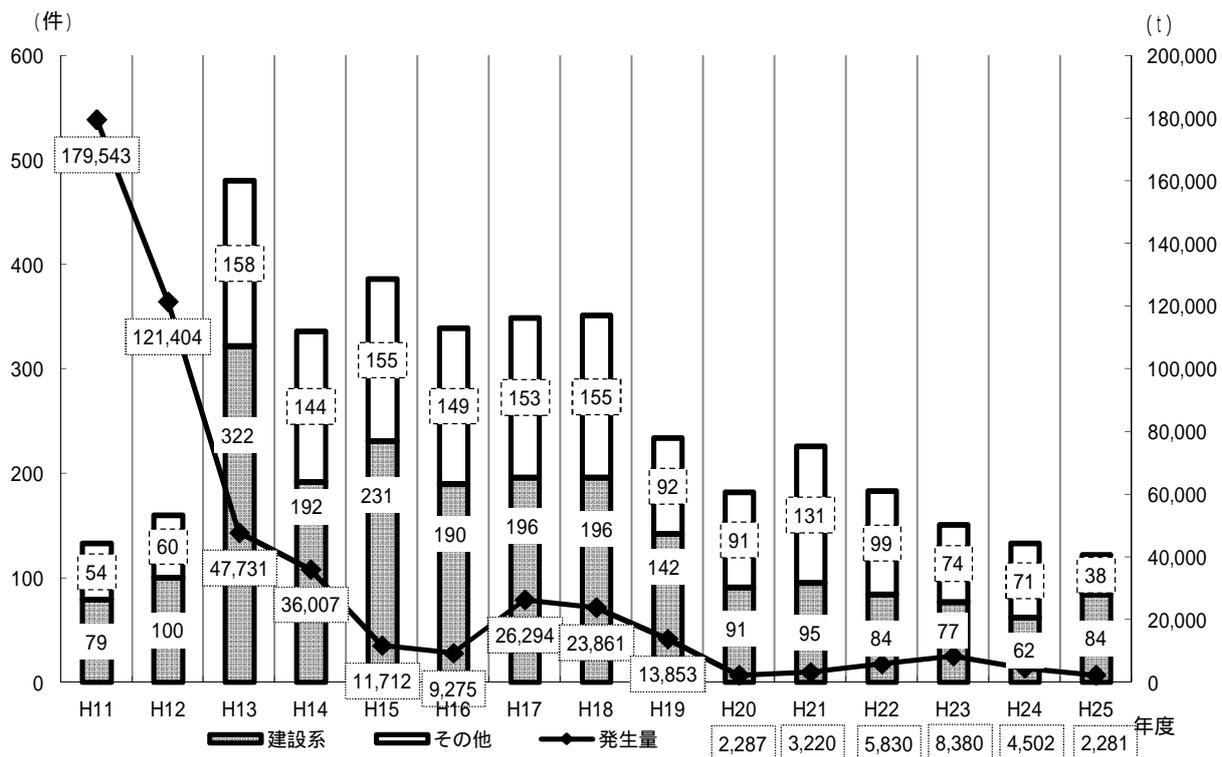
27年度も、引き続き関係者が連携し、不法投棄対策を推進します。

イ 廃棄物に関する情報の公開

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設の維持管理情報と廃棄物処理業や廃棄物処理施設の取消処分を行った事業者の公表を行いました。

27年度も、廃棄物処理施設の設置者に対し、施設の維持管理の状況について積極的に公開するよう指導するとともに、引き続き取消処分を行った事業者の公表等、施策の充実・強化を図ります。

図 1 4 産業廃棄物不法投棄発生件数及び発生量の推移



第3章第3節 バイオマス利活用の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
バイオマス資源の利用率	68% (平成15年度)	71% (平成26年度)	80% (平成30年度)
食品廃棄物の利用率	30% (平成15年度)	48% (平成26年度)	60% (平成30年度)

《評価》

バイオマス資源の利用率、食品廃棄物の利用率は、ともに基準年度と比べ増加し、目標に近づいています。

バイオマス資源の利用率等は基準年度と比較すると増加していますが、その伸びは鈍っています。23年7月に策定した「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、エコフィードコーディネーターによる食品残さの飼料化の推進や、木質バイオマスの利用拡大の推進など、バイオマスの活用の推進に一層取り組んでいきます。

食品残さを原料として製造された家畜用の飼料。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの活用を推進しました。

バイオマス利活用の総合的・計画的な推進

ア バイオマスの原料利用の拡大・バイオマス製品の利用の促進

(バイオマスの活用に必要な基盤の整備)

エコフィードに係るマッチング¹の取組として、エコフィード・TMR²コーディネーター推進事業により、1件のマッチングが成立しました。

さらに、木質バイオマスの利用目的に応じた低コストな搬出方法を検討し、利用拡大を図るため、山武市において取り組まれている「さんむ木の駅プロジェクト」の実態調査を行いました。

27年度も引き続き、エコフィードに係るマッチングへの取組、木質バイオマス利用拡大に向けた取組を行います。

1 バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるために、両者の連携を促進させる取組

2 Total Mixed Rationの略。飼料用穀物、牧草、食品残さ等を原料とした、牛が必要な栄養をすべて満たした完全混合飼料

イ バイオマス活用に係る調査研究及び普及

エコフィードの採卵鶏への給与試験により卵質への影響等の調査を行いました。27年度も引き続き、食品残さ由来エコフィードの利用促進に向けた調査を行います。

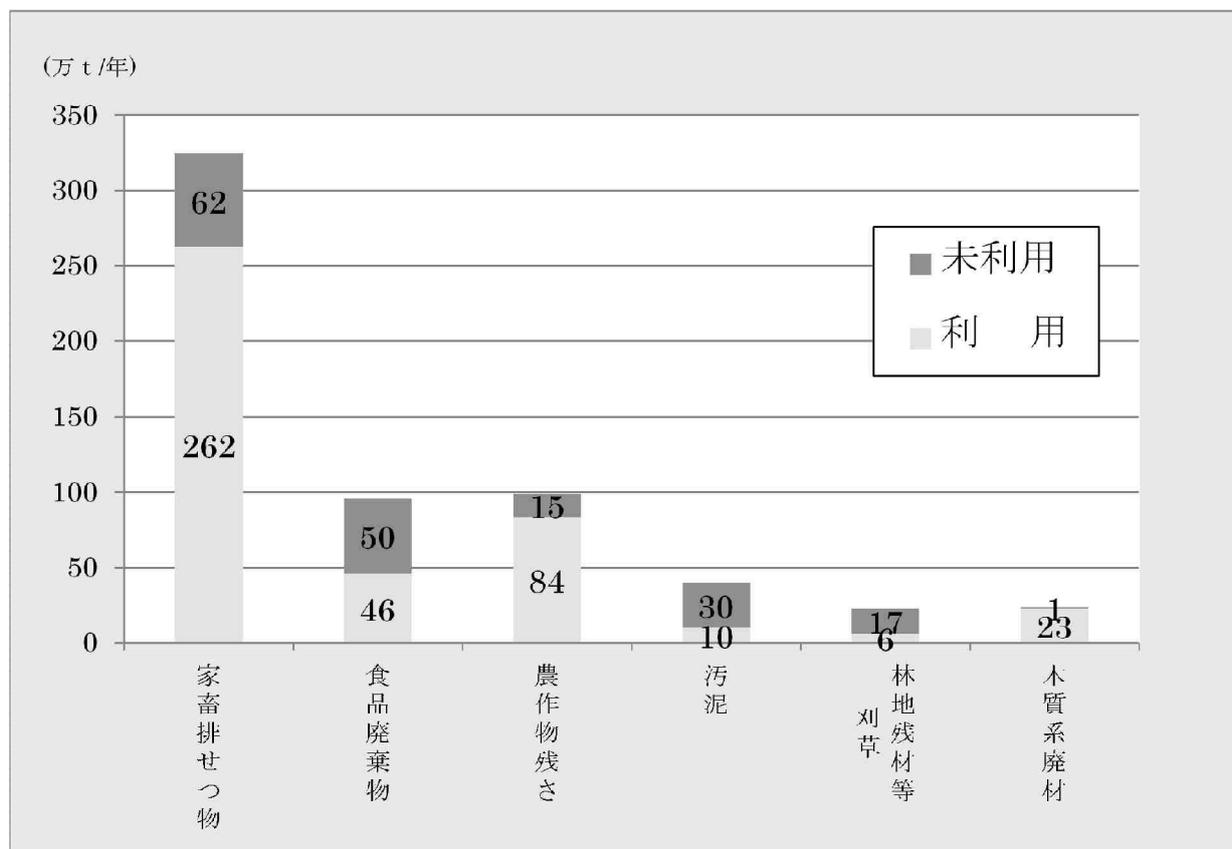
ウ バイオマス活用推進計画の推進体制の整備

県民のバイオマスに対する理解の醸成を図るため、バイオマス利活用研修会を開催しました。また、「エコメッセ 2014 in ちば」でのバイオマス製品の展示をはじめ、10のイベントでバイオマス利活用推進に向けた普及啓発を行いました。

27年度も、県民及び事業者向けの研修会の開催や波及効果の高いイベントへの出展を予定しています。

図15 千葉県のバイオマスの発生・利用状況

(千葉県循環型社会推進課 平成26年調査)



第3章第4節 残土の適正管理

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
無許可埋立面積	12,107 m ² (16年度)	増加 0 m ² 【参考】累計 27,332 m ² (26年度)	無くします (早期実現)
公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率	73.6% (17年度)	89.6% (24年度)	98% (30年度)

《評価》

新たな無許可埋立はありませんでした。公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率は、基準年度と比べ増加し、目標に近づいています。

市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施等により、残土の不適正処理の根絶に努めた結果、26年度は無許可の埋立事案は発生しませんでした。なお、残土の新規埋立許可件数は、24件、搬入された土量は合計約357万m³で、過去最大であった10年度の1,500万m³の約4分の1となりました。

また、公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率は、工事間利用調整や、公共工事発注機関へ講習会等を実施する等の取組を行った結果、目標達成に向けて順調に進捗しています。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導の強化

埋立て許可後の定期検査等を延べ167回実施するとともに、24時間・365日体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。

27年度も引き続き、事業者に対する監視・指導の徹底や悪質な事業者に対する行政処分の実施など残土条例を厳格に執行していくことにより、残土の不適正な埋立てを無くしていきます。

特定事業場の情報公開

不審な埋立等に対する県民からの通報等による効果的な監視に資するため、県内の各特定事業場について、許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の期間等の情報をホームページで公表しました。

27年度も引き続き、県ホームページでの情報提供を行います。

土地利用の形態等を問わず、3,000 m²以上の区域を他の場所からの土砂等で埋立て等に供する事業

市町村や関係機関との連携による埋立ての適正化の促進

市町村や県の関係機関と連携の下、合同パトロールを8回実施しました。

引き続き、市町村等と連携し、監視・指導の強化を図ります。

建設発生土の有効利用等による土砂搬入量の抑制

公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、一般財団法人日本建設情報総合センターにおいて建設発生土の工事間利用を促進するために構築した「建設発生土情報交換システム」を活用し、発生量の抑制及び再利用を促進しました。

27年度も引き続き、本システムを活用した建設発生土の利用調整や、県の土木事務所を中心として構成された、地区建設副産物対策連絡協議会の活動の活性化などにより、工事間利用の更なる徹底を図ります。

図 1 6 残土の新規埋立許可件数（特定事業に限る）

（件数）

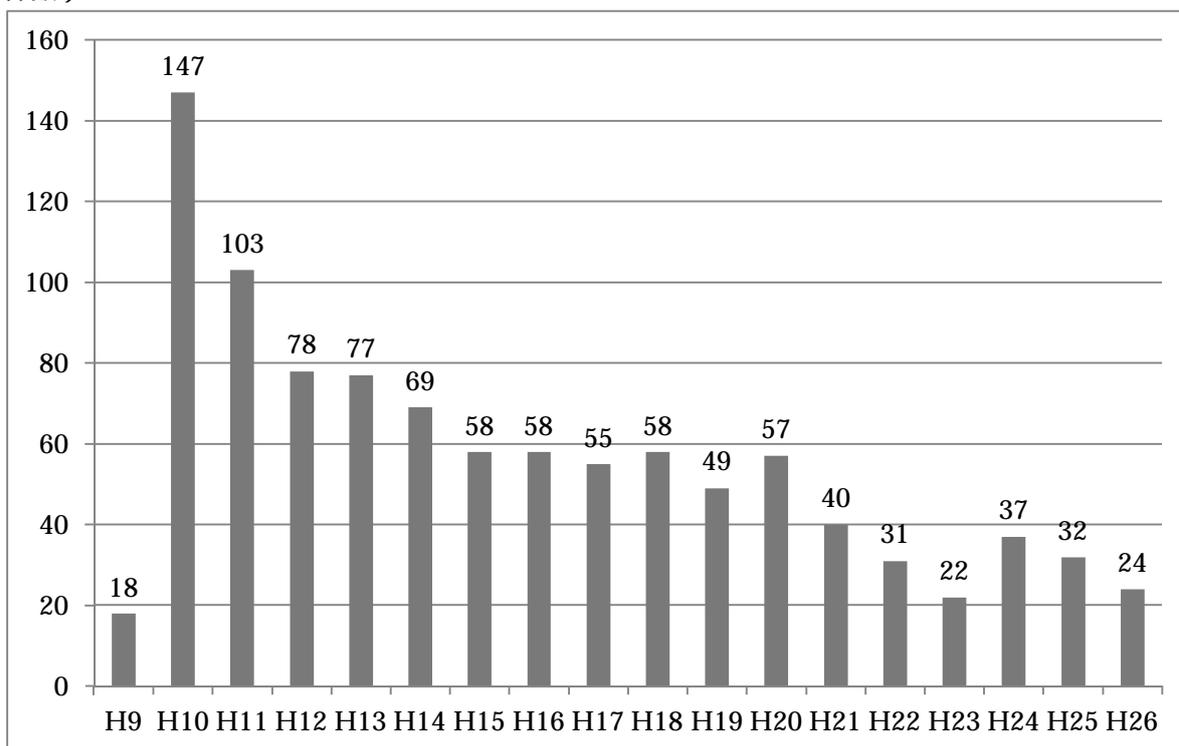
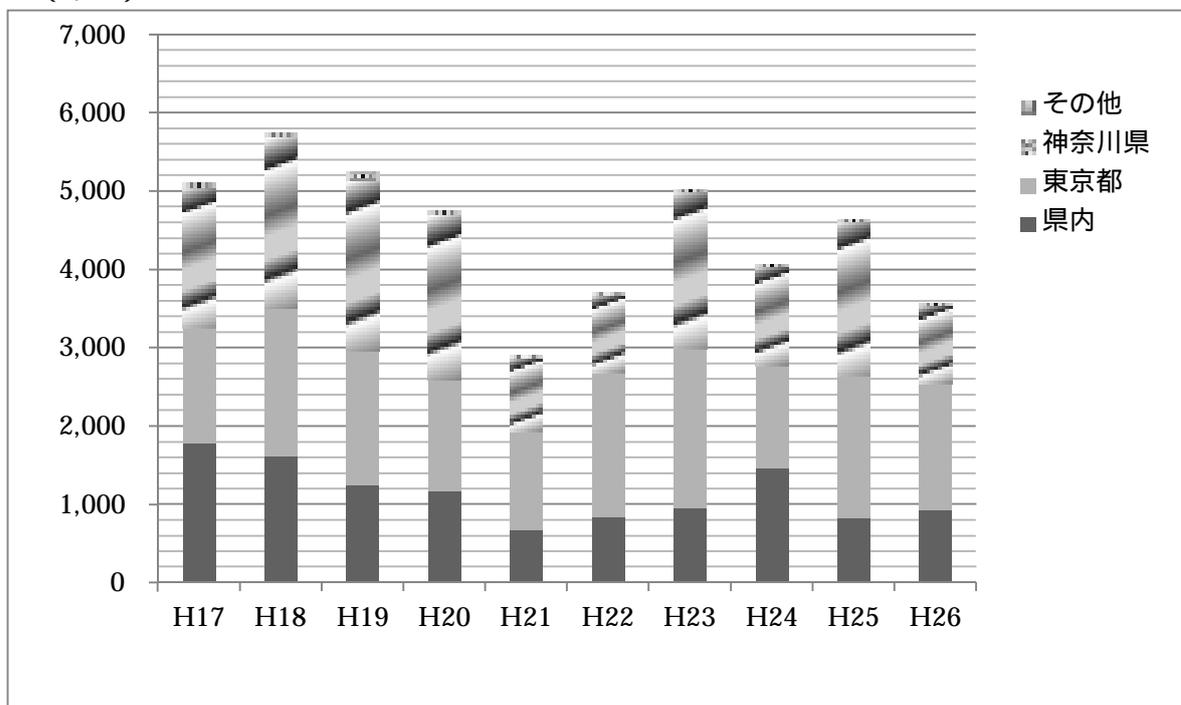


図 1 7 年度別土砂搬入量

（千 m^3 ）



第 4 章 第 1 節 良好な大気環境の確保

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	20 日 (14～18 年度の平均)	12 日 (26 年度)	注意報発令日数の半減 (30 年度)
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	94.4% (18 年度)	100% (26 年度)	100%達成 (毎年度)
二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	98.6% (18 年度)	100% (26 年度)	
二酸化いおう、一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (18 年度)	100% (26 年度)	
二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計)	69.4% (18 年度)	91.7% (26 年度)	おおむね達成します (30 年度)
低公害車 ¹ の普及台数 (排出ガス規制かつ燃費基準に適合した自動車)	約 25 万台 (24 年度)	(26 年度)	約 77 万台 (30 年度)
(参考) 低公害燃料車 ² の普及台数	142,884 台 (24 年度)	228,077 台 (26 年度)	
エコドライブ実践事業者の割合 (県内の事業所で使用している自動車の合計が 30 台以上の事業者)	61 % (18 年度)	91% (25 年度)	100% (22 年度以降毎年度)

1 低燃費かつ低排出ガス認定車(燃費基準は平成 27 年度目標値)、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(低排出ガス認定車)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車。

2 ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車。なお、「低公害車」の普及状況については、26 年度分から国の統計取扱いが変更となり、把握できなくなったため、参考として低公害燃料車の普及状況を記載した。

《評価》

各指標とも基準年度に比べ改善が見られ、特に光化学スモッグ注意報の年間発令日数は、目標に大きく近づいています。

エコドライブ実践事業者の割合も、目標の 100%には至りませんでした。30 ポイントと大幅に増加しました。

なお、低公害車の普及台数は、26 年度分から国の統計数値の取扱いが変更となったため、把握できません。

光化学スモッグ注意報の年間発令日数については、30 年度の目標である「発令日数の半減」は達成できなかったものの、前年度(14 日)と比べ減少しています。

二酸化窒素、二酸化硫黄及び一酸化炭素の環境基準達成率は 100%を維持しています。二酸化窒素の県環境目標値達成率は 91.7%ですが、前年度(79.5%)と比べ向上しています。

低公害車の普及台数については、26 年度から国の統計の取扱いが変更となったため把握はできませんが、低公害燃料車の普及台数では、基準年度に比べ大幅に増加しています。

エコドライブ実践事業者の割合については、前年度（97%）と比べ減少していることから、引き続き目標の達成に向け、施策の推進に取り組みます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設 628 事業所 1,758 施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設 26 事業所 76 施設、一般粉じん発生施設 111 事業所 447 施設、届出があった吹付けアスベスト等を使用した建築物等の解体等作業 114 件について、立入検査を実施し、必要な指導を行いました。

今後も引き続き、法や条例による立入検査等を行い、排出基準等の遵守状況を確認します。

イ 指導

環境保全協定締結工場に対しては、施設の新・増設等に当たって、51 件の事前協議を実施し、大気汚染物質の一層の低減を指導しました。また、環境保全協定や各種指導要綱に基づく基準の確認を、法に基づく立入検査に併せて実施しました。

今後も環境保全協定や各種指導要綱に基づき、引き続き大気汚染物質の排出抑制の指導を徹底していきます。

自動車排出ガス対策の推進

ディーゼル条例に基づく事業所立入検査等で 2,417 台を検査し、不適合車 802 台に改善指導を行い、ナンバープレート調査で 22,706 台を調査し、265 台に対し指導を行いました。同条例の燃料規制については、路上検査で 645 台に対し燃料抜取検査を実施しましたが、不正軽油等を使用していた車両は確認されませんでした。

また、ホームページやパンフレット、イベント等の機会を通じて、県民向けの情報提供を行い、エコドライブを推進しました。

今後も引き続き、ディーゼル条例に基づく検査・指導を徹底するとともに、エコドライブの普及啓発事業を実施していきます。

大気環境等の監視

132 局の大気環境常時監視測定局において、大気汚染物質の常時監視を行うとともに、主要 27 工場に対して発生源監視テレメータシステムによる常時監視を行いました。引き続き 27 年度も、これらの常時監視を実施していきます。

大気汚染緊急時対策の実施

光化学スモッグ注意報を発令した大気汚染緊急時には、緊急時協力 227 工場に対し、原燃料使用量などの削減措置を要請するとともに、発生源テレメータシステムで措置状況を確認しました。引き続き大気汚染緊急時には、これらの対策を実施していきます。

PM2.5（微小粒子状物質）に対する取組

PM2.5 の監視体制の整備を進め、26 年度には県内 49 局の大気環境常時監視測定局において常時監視を行うとともに、午前中の PM2.5 測定値から、高濃度になるおそれがあると判断される場合、注意喚起を行うこととしています。

また、効果的な対策を検討するための基礎調査として、26 年度には、環境成分調査や発生源調査を実施しました。

27 年度については、引き続き、常時監視を行うとともに、発生源対策のための検討調査を行います。

大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

大気汚染の発生しやすい冬期において、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の低減を要請しました。また、事業者や県民に対し、暖房温度の 20 設定、自動車の使用抑制やエコドライブの実施など、環境に配慮した車の使用を行うよう普及啓発活動を行いました。引き続き、事業者、県民に対して普及啓発等を行っていきます。

表 4 光化学スモッグ注意報等の発令状況

(単位:日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
注意報	6	17	20	19	6	14	22	6	13	8	9	18	23
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
注意報	21	11	28	28	11	17	12	3	15	11	8	14	12
警報	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 5 環境基準達成状況

区分	環境基準等	項目	達成率 (%)									平成 26 年度 達成局数
			19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		
一般環境 大気測定 局	環境基準	二酸化いおう	100	100	100	100	100	100	100	100	100	73 / 73
		二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	105 / 105
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4 / 4
		浮遊粒子状物質	100	100	100	100	99.1	100	85.4	100	103 / 103	
		微小粒子状物質	-	-	-	-	0	40.0	6.9	40.5	15 / 37	
	県環境目標値	二酸化窒素	71.9	94.6	90.4	98.2	92.9	91.5	91.4	99.0	104 / 105	
自動車 排出ガス測定 局	環境基準	二酸化いおう	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2 / 2
		二酸化窒素	93.1	89.7	96.6	96.6	100	100	100	100	27 / 27	
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	21 / 21	
		浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	73.1	100	26 / 26	
		微小粒子状物質	-	-	-	-	0	25.0	0	16.7	1 / 6	
	県環境目標値	二酸化窒素	31.0	41.4	37.9	34.5	46.4	37.0	33.3	63.0	17 / 27	

表6 低公害燃料車普及状況（平成27年3月末）

区 分		千 葉 県	全 国
自動車保有台数 （軽自動車及び二輪車を除く）		約 358 万台 （約 228 万台）	約 8,067 万台 （約 4,529 万台）
低 公 害 燃 料 車	ハイブリッド自動車	223,468 台	4,662,386 台
	プラグインハイブリッド自動車	1,703 台	44,045 台
	電気自動車	2,051 台	53,370 台
	燃料電池自動車	2 台	155 台
	圧縮天然ガス自動車	852 台	17,597 台
	メタノール自動車	1 台	8 台
	計	228,077 台	4,777,561 台

出典：（一財）自動車検査登録情報協会発行「自動車保有車両数」、「わが国の自動車保有動向」

第4章第2節 騒音・振動・悪臭の防止

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自動車騒音の環境基準達成率	82% (18年度)	90% (26年度)	おおむね達成します (平成22年度以降毎年度)
航空機騒音の環境基準達成率 ¹	成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (18年度)	59% 100% 82% 100% ² (26年度)	達成率を向上させます (毎年度)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,502件 (18年度)	2,118件 (26年度)	減少させます (毎年度)

1 25年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が変更となっている。

2 環境基準評価に必要な調査日数が得られていないが、調査期間(7日間)の測定結果では環境基準であるLden57デシベル以下であった。

《評価》

自動車騒音の環境基準達成率は、基準年度と比べて増加(改善)しています。航空機騒音の環境基準達成率も概ね基準年度の数値を維持しています。苦情件数については、基準年度と比べて増加(悪化)しています。

自動車騒音の環境基準達成率(25年度:89%)は、改善傾向にあります。

航空機騒音の環境基準達成状況は、環境基準の地域類型を指定している地域内の測定地点について、成田空港周辺では測定した82局のうち48局で、羽田空港周辺では5局全てで、下総飛行場周辺では11局のうち9局でそれぞれ環境基準を達成しました。木更津飛行場周辺は、前年度(100%)の数値を維持しています。

また、騒音・振動・悪臭の苦情件数は近年増加傾向にあり、前年度(2,005件)より増加(悪化)しています。特に騒音の苦情は大幅に増加しています。これは、22年10月の羽田空港D滑走路の供用開始による航空機騒音が原因と考えられることから、国に対して騒音の軽減を要請しています。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

騒音・振動の防止

環境保全協定締結工場との事前協議や工場立地等各種開発行為の事前審査を実施し、事業者に対して騒音・振動の一層の低減を指導しました。

自動車騒音については、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の評価を行いました。

騒音・振動規制を担当する市町村職員向けの測定技術講習会を2回開催し、技術指導を行いました。

今後も引き続き、事業者指導、自動車騒音の常時監視、市町村等への技術指導を行っていきます。

航空機騒音の防止

ア 監視体制の強化

成田空港周辺では、固定測定局 89 局（うち、県設置 23 局）による常時監視を行いました。

羽田空港周辺では、固定測定局 7 局（うち、県設置 6 局）による常時監視を実施しました。

また、羽田空港 D 滑走路の供用開始（22 年 10 月）による航空機騒音の実態を把握するため、夏季（8 月 21 日から 9 月 3 日まで）及び冬季（12 月 3 日から 12 月 16 日まで）に、それぞれ二週間の調査を行いました。

下総飛行場周辺では、固定測定局 2 局による常時監視を実施するとともに、10 月 29 日から 11 月 11 日まで二週間の実態調査を行いました。

なお、木更津飛行場周辺では、木更津市が実態調査を行っています。

今後も、各空港周辺において航空機騒音の常時監視を行うとともに、羽田空港周辺及び下総飛行場周辺で短期の実態調査を実施していきます。

イ 対策の強化

航空機騒音に係る環境基準の未達成地域については、国や空港管理者等に対し、環境基準の早期達成について要請していきます。

悪臭の防止

環境保全協定締結工場との事前協議や工場立地等各種開発行為の事前審査等を実施し、事業者に対して悪臭の一層の低減を指導しました。

悪臭規制を担当する市町村職員向けの測定技術講習会を 1 回開催し、技術指導を行いました。

今後も引き続き、事業者指導、市町村等への技術指導を行っていきます。

図 1 8 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

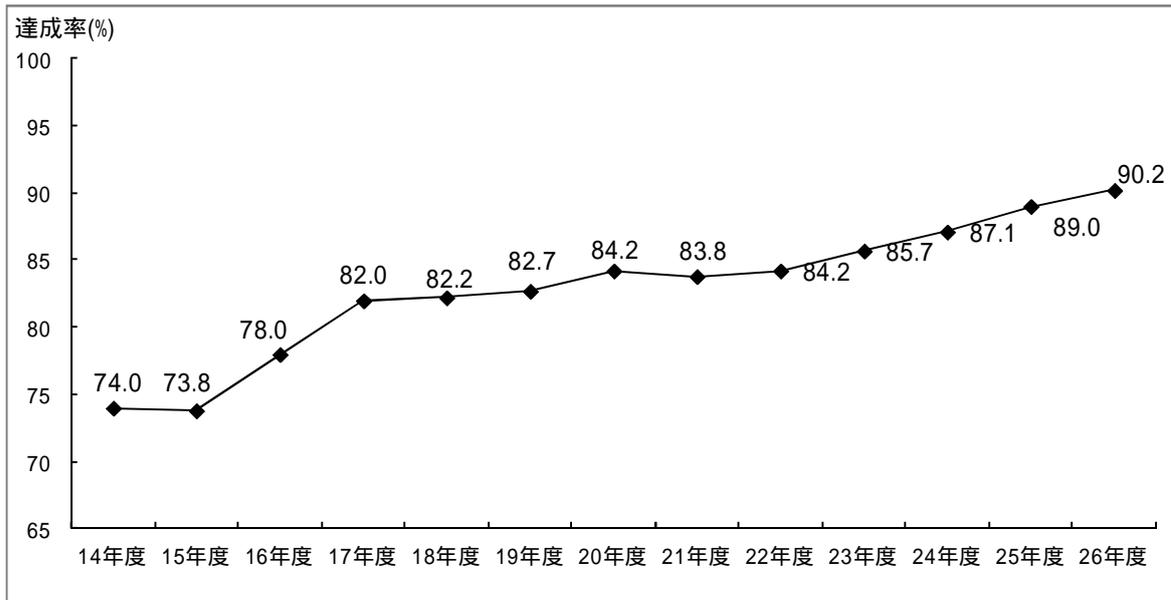
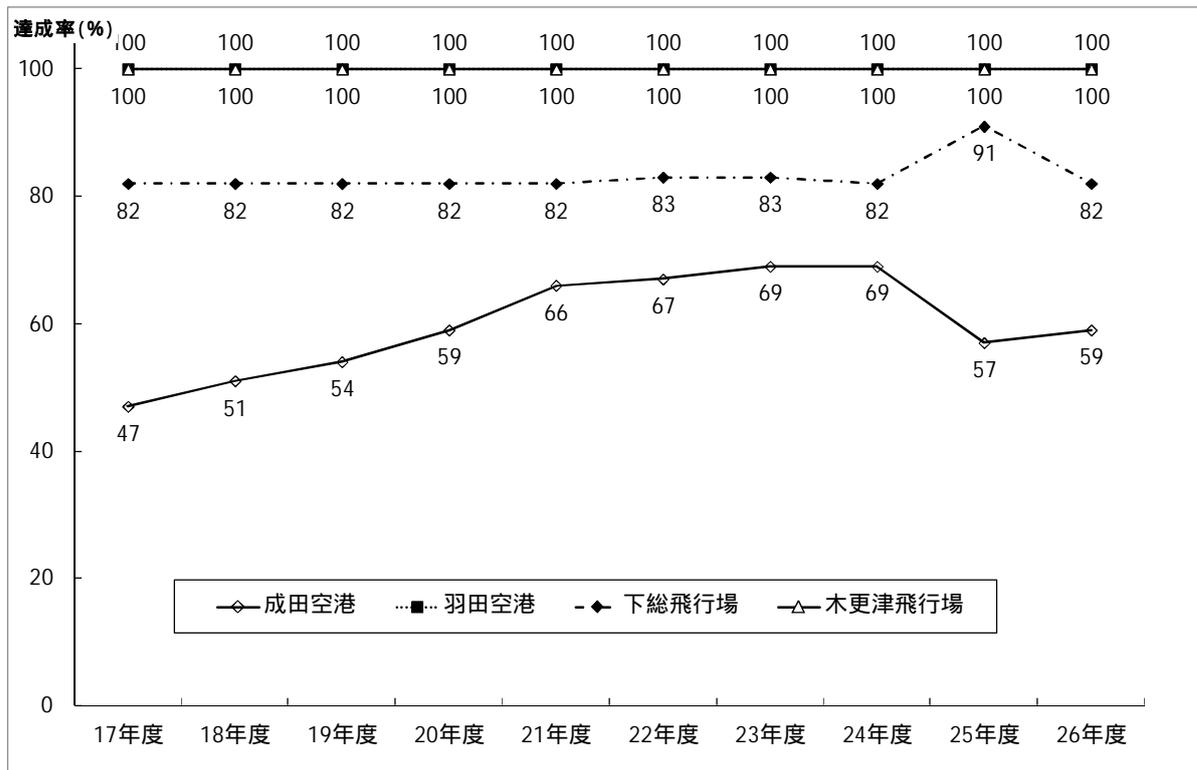
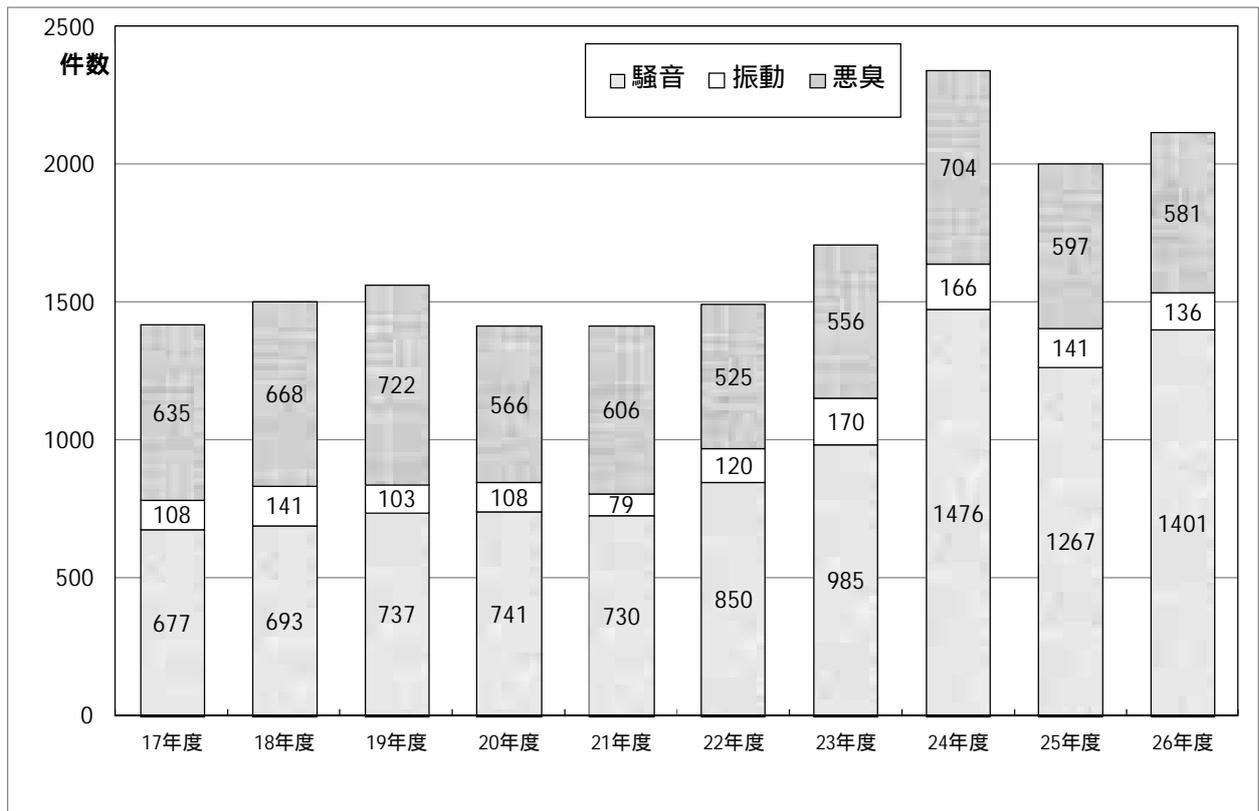


図 1 9 成田空港、羽田空港、下総飛行場、木更津飛行場の周辺地域における環境基準の達成率



- 1：環境基準指定地域内の測定地点数に対する環境基準達成地点の割合（％）を示している。
- 2：木更津飛行場については、環境基準の評価に必要な調査日数が得られていないため、調査期間における評価となっている。
- 3：25年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が変更となっている。

図 2 0 年度別苦情受付件数



騒音件数には低周波音件数を含む。

第4章第3節 良好な水環境の保全

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
河川・湖沼・海域の環境基準の達成率 (BOD・COD)	67.1% (18年度) 全国平均 86.3%	70.6% (26年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)
印旛沼の水質	8.6mg/L (18年度 COD 年 平均値)	11mg/L (26年度 COD 年平均値)	遊び泳げる印旛沼とその流域の回復 (42年度) [参考]水浴場基準開設期間中の 平均値が 5mg/L 以下
手賀沼の水質	7.9mg/L (18年度 COD 年 平均値)	7.6mg/L (26年度 COD 年平均値)	かつて手賀沼とその流域にあった 美しく豊かな環境の回復 (42年度) [参考]環境基準 5mg/L 以下:75%値
東京湾の環境基準 達成率	63.6% (18年度)	45.5% (26年度)	向上させます (30年度)
県全域の汚水処理 人口普及率	79.7% (18年度)	85.8% (26年度)	85.7% (29年度)

《評価》

河川・湖沼・海域の環境基準達成率及び手賀沼の水質は基準年度と比べ改善していますが、印旛沼の水質及び東京湾の環境基準達成率は基準年度と比べ悪化しています。

河川・湖沼・海域の環境基準の達成率（BOD・COD）については、気象条件による水質変動が大きいものの、目標の達成に向けた水質の改善は着実に進んでいます。

特に、26年度の手賀沼の水質（COD年平均値）については、測定開始（昭和46年）以来最も良好なものとなり、東京湾の環境基準達成率についても長期的には上昇傾向にあります。一方、印旛沼の水質（COD年平均値）は基準年度に比べ悪化していることから、引き続き、汚濁負荷削減対策などや広報啓発により、改善に努めます。

県全域の汚水処理人口普及率は、順調に伸びています。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による指導

1,245 の規制対象事業場のうち、延べ 752 事業場に対し立入検査を行い、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、基準を超過した延べ 79 事業場に対し改善指導を行いました。今後も引き続き、立入検査等により排水基準の遵守状況等を確認します。

イ 指導

環境保全協定の遵守状況を確認するため、47 工場に対し、県・市合同立入調査を実施しました。また、協定締結工場の生産施設の新設等に関する事前審査を 22 件実施し、汚濁負荷量の削減等必要な措置を講ずるよう指導しました。

さらに、大規模開発に伴い、延べ 12 件の事前審査を実施し、水質汚濁の防止及び土地の形質の変更等について指導しました。今後も引き続き、必要な指導等を行います。

生活排水対策の推進

市町村が実施する浄化槽設置整備事業に要する経費の一部を助成しました。(設置補助基数 1,123 基[うち高度処理型 624 基]、単独処理浄化槽及びくみ取り便所からの転換補助基数 856 基)また、農業集落の污水处理施設整備を 1 地区で実施しました。さらに、下水道事業において、流域下水道の管渠の整備、処理施設の高度処理化の推進及び公共下水道の普及促進を図りました。これらにより、全県の污水处理人口普及率は 85.8% (26 年度)となりました。

引き続き、「全県域污水適正処理構想」に基づき、污水处理施設整備の推進を図ります。

水質監視の実施

河川 122 地点、湖沼 15 地点及び海域 42 地点の計 179 地点について水質調査を行い、環境基準の達成状況を確認しました。今後も引き続き、水質の監視を行います。

印旛沼・手賀沼における浄化対策の推進

流域の汚濁負荷削減対策として、湖沼水質保全特別措置法に基づく負荷規制を行うとともに、23 年度に策定した「第 6 期湖沼水質保全計画」に基づき高度処理型浄化槽の普及や下水道整備等の浄化対策を進めたほか、環境保全型農業の支援、雨水浸透の促進対策等を行いました。

また、印旛沼では 22 年 1 月に策定した「印旛沼流域水循環健全化計画」に基づく植生帯の整備等の浄化事業を進めました。手賀沼では「手賀沼水環境保全協議会」による水環境創造事業等の事業を進めました。

今後も、印旛沼・手賀沼における水質浄化に向けた取り組みを進めます。

東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

指定地域内の延べ 109 事業場に立入検査を実施しました。また、第 7 次総量削減計画に基づく対策の推進のため、パンフレット等の作成・配布などにより啓発活動を行いました。

引き続き、第 7 次総量削減計画に基づき、事業場に対する総量規制などの対策を進めるとともに、県民の自主的・積極的な生活排水対策の取組を促進します。

水質保全に向けた啓発事業の推進

東京湾の水質保全に向けた啓発事業として、「エコメッセ 2014 in ちば」に出展し、パネルの展示やパンフレットの配布などを行いました。

また、行政・住民・市民活動団体等と連携して、印旛沼では環境学習に関する出前講座や教員研修会を、手賀沼では手賀沼親水広場を活用した親子船上学習会、手賀沼ウォッチング、自然観察会等を行い、環境保全に対する意識高揚を図りました。

さらに、生活排水対策の重要性に関する理解促進や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、県内 3 地区で浄化槽講習会を開催しました。

今後も引き続き、エコメッセや浄化槽講習会での啓発の実施や、出前講座、手賀沼親水広場での環境学習等により、県民の自主的・積極的な取組を促進します。

水資源の有効活用

「水の週間」に合わせた「中学生水の作文コンクール」の実施や小学生を対象とした社会科副読本「水のはなし」の作成等により、水資源の有効活用に対する県民の理解を深めるとともに、県関係部局、市町村担当者を対象に「水循環基本法」、「雨水の利用の推進に関する法律」、「雑用水の利用 促進に関する指導要綱」の説明会等を実施しました。また、県ホームページ等による広報活動により、開発事業者等への働きかけを行いました。

さらに、流域下水道の高度処理水を海老川水系（長津川、飯山満川支川）に 105 回放流し、水質改善を図りました。

今後も引き続き、説明会の開催や県ホームページによる広報活動等を行い、水資源の有効活用の促進を図ります。

雑用水利用：建築物からの排水を再生処理した水や雨水を、水洗便所の洗浄や散水等の用途に利用すること

図 2 1 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率 (B O D ・ C O D)

(単位 : %)

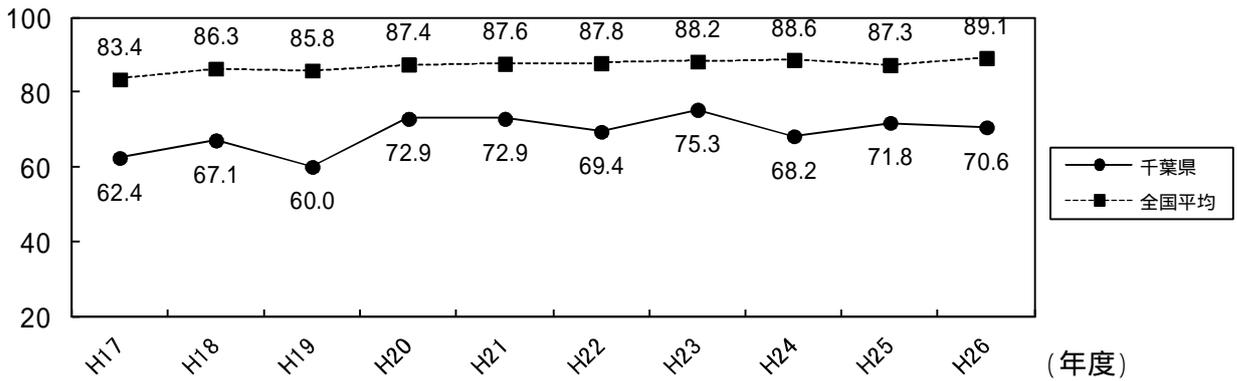


図 2 2 印旛沼及び手賀沼の水質 (C O D 年平均値)

(単位 : mg/L)

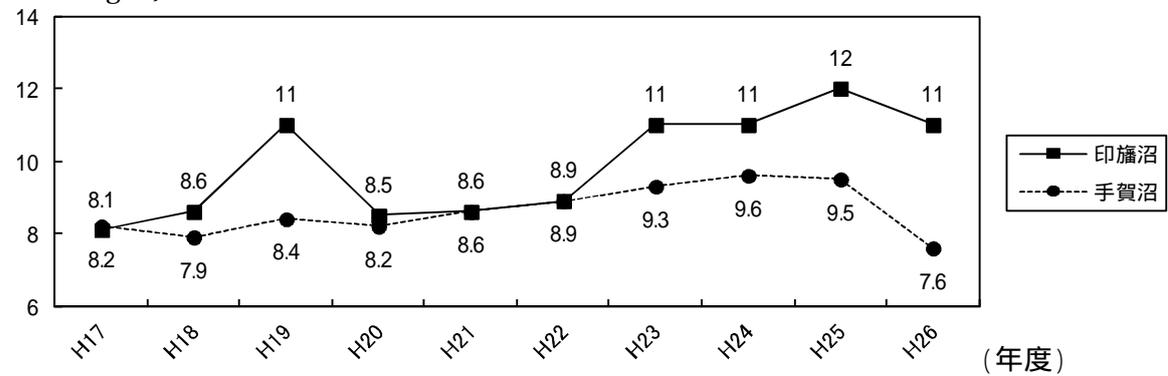


図 2 3 東京湾の環境基準の達成率 (C O D)

(単位 : %)

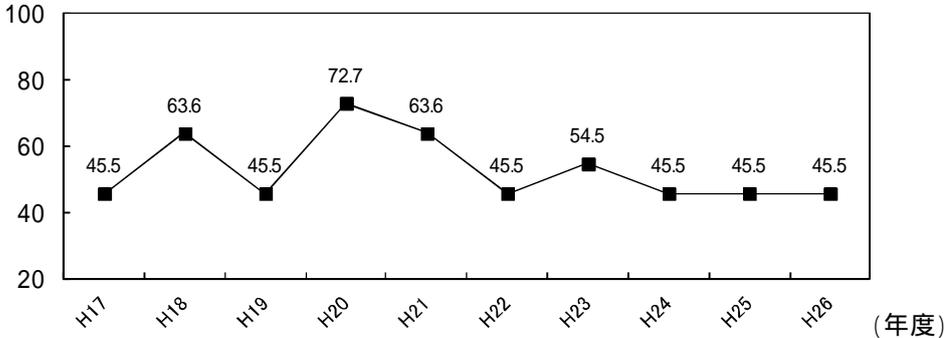
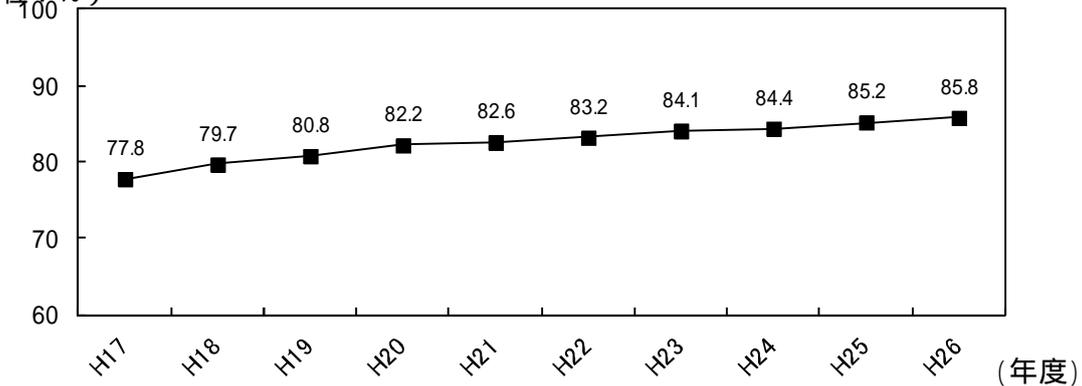


図 2 4 県全体の污水处理人口普及率

(単位 : %)



第4章第4節 良好な地質環境の保全

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
2cm以上の地盤沈下面積	11.7km ² (18年)	1.7km ² (26年)	無くします (早期達成)
地下水の環境基準達成率	84.2% (18年度) 全国平均 93.2%	85.3% (26年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)

《評価》

2cm以上の地盤沈下面積及び地下水の環境基準達成とともに、基準年度と比較して改善しています。

2cm以上の地盤沈下が発生した面積は、前年度(0.4km²)と比べ増加しています(1)。引き続き、地下水及び天然ガスカん水の揚水に係る規制等を実施し、地盤沈下の防止に努めていきます。

地下水の環境基準達成率については、調査対象井戸の位置や数が毎年異なる(2)ため厳密な比較はできませんが、前年度(78.1%)と比較しても増加(改善)しています。達成率の変化は、主に砒素や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境基準超過井戸数の増減によるものと考えられます。汚染が確認された地域については、自然由来等による汚染を除き、汚染機構解明調査や汚染除去対策を行っていきます。

1 23年においては東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響により、ほぼ全ての地点で沈下が見られ、24年においては地震後の緩やかな地殻変動による隆起の影響が見られたが、25年及び26年においてはこれらの影響は明らかではないので、今後の水準測量結果の推移を注視していく。

2 10年(一部5年)で県内全域を調査するローリング方式のため

2. 26年度の主な取組と今後の対応

地盤沈下対策の推進

ア 地盤沈下の状況監視

47市町村(調査面積:3,207.9km²)について、精密水準測量により地盤変動状況の監視を行いました。また、30市町村87か所142井の観測井により、地下水位及び地層収縮量の監視を行いました。

今後も引き続き、精密水準測量による地盤変動状況の監視及び観測井による地下水位及び地層の収縮量の監視を行います。

イ 工場・事業場の揚水量の指導

「環境保全協定(地下水採取制限について定めのあるもの)」を締結している26社30工場について、全ての工場で地下水採取量の協定値を遵守していることを確認しました。

「地盤沈下の防止に関する協定」を締結している 10 社のうち、天然ガスかん水の採取を行っている 8 社について、天然ガスかん水地上排水量の協定値の遵守や削減等を指導しました。また、揚水状況等を把握するため、天然ガスかん水の採取を行っている全事業者について立入調査を実施しました。

今後も引き続き、法令に基づく地下水採取の規制を行うとともに、「地盤沈下の防止に関する協定」により、天然ガスかん水の地上への排水量削減等の指導を行います。

ウ 液状化 流動化メカニズムの解明

液状化 流動化のメカニズムを解明するため、液状化の程度が著しかった場所から小さかった場所にかけての地層断面調査を行いました。

また、人工地層の地下水位を把握するため、地下水位観測井を平成 25 年度に浦安市、平成 26 年度に市川市、習志野市の計 3 か所に設置し、観測を開始しました。

今後は、液状化 流動化現象が著しかった地点でボーリング調査を実施し、人工地層の下にある軟弱な地層の深さなどについて調査を実施していきます。

地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

ア 地下水の水質の監視

井戸の概況調査 191 本、継続監視調査 132 本を行いました。また、概況調査で汚染が確認された井戸の周辺井戸調査を 71 本行いました。

今後も引き続き、これらの調査を行っていきます。

イ 地下水の汚染防止対策

事業者が自主的に地質汚染の未然防止対策や汚染確認に取り組む際の具体的な対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」による普及啓発を行いました。また、硝酸・亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」に基づき、汚染地区の地下水質状況調査を実施するとともに、有効な対策を検討するため、原因の一つと考えられる農地からの窒素流出メカニズムを調査しました。

今後もガイドラインの普及啓発や、硝酸・亜硝酸性窒素による地下水汚染対策を推進します。

ウ 汚染地下水の浄化対策の推進

14 市町で実施する地下水汚染の機構解明調査及び浄化対策に対し助成しました。また、水質汚濁防止法に定められた特定事業場に関連すると見込まれる地下水汚染の機構解明調査を 2 市に委託しました。

今後も、これらの施策を引き続き行います。

エ 土壌汚染対策の実施

土壌汚染対策法に基づき、要措置区域等の指定を 8 件行いました。

また、一定規模以上の土地の形質変更時の届出 241 件を受理し、うち 2 件について調査命令を発出しました。

さらに、土地所有者の自主調査結果による区域の指定申請を 10 件受理しました。今後も引き続き、これらの土壌汚染対策を行います。

図 2 5 2 cm 以上の地盤沈下面積

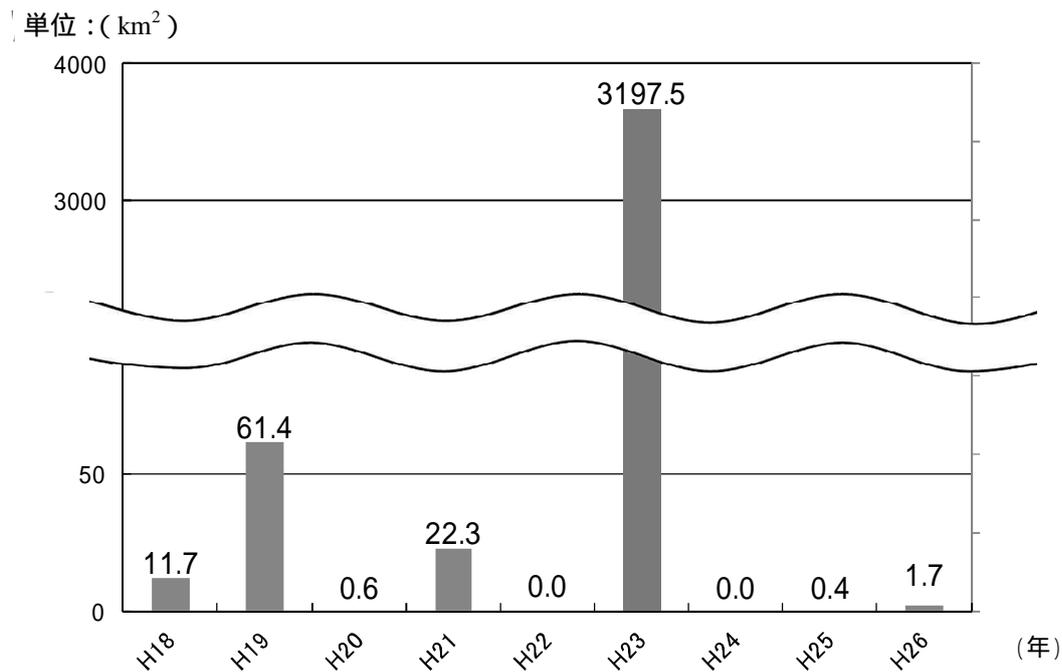
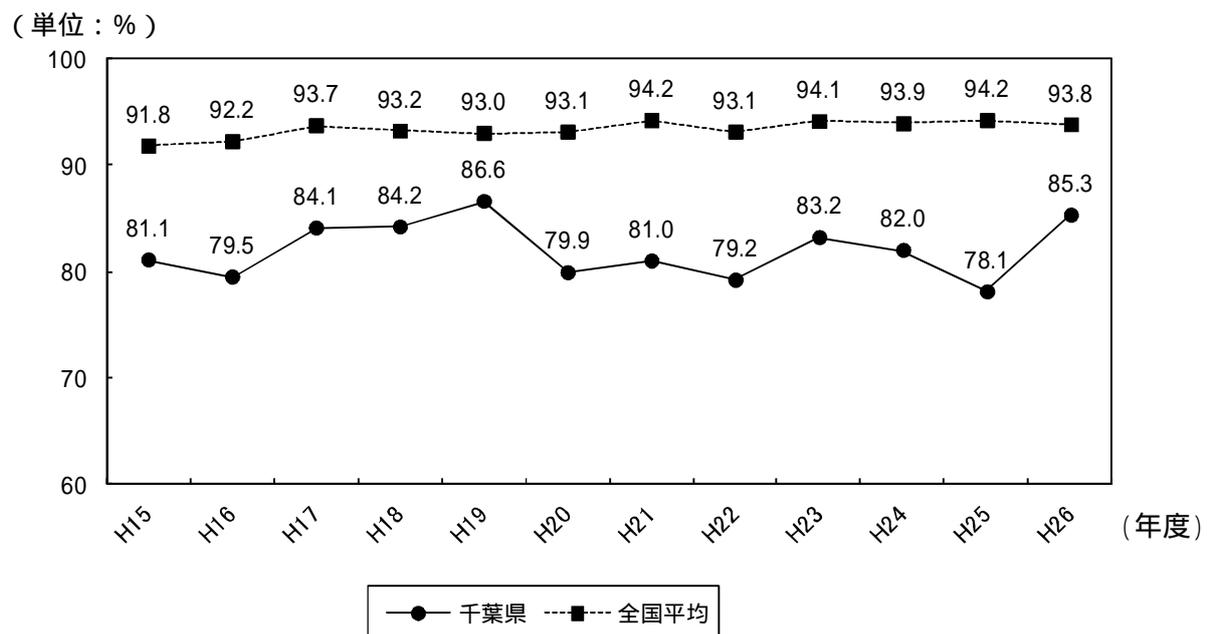


図 2 6 地下水の環境基準達成率



第4章第5節 化学物質による環境リスクの低減

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
化学物質の環境基準達成率	ベンゼン* 100%	100%	100%達成 (毎年度)
	トリクロロエチレン* } テトラクロロエチレン* } ジクロロメタン* } ダイオキシン類 (一般大気環境 100%) (公共用水域水質 98.9%) (公共用水域底質、地下水、 土壌 100%) (18年度)	100% 100% 95.2% 100% (26年度)	
有害化学物質の届出排出量	約9千トン (17年度)	約6,200 トン (25年度)	前年度(約 6,600ト)より 減少させます (毎年度)

*ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは一般大気環境における環境基準の達成率を示している。

《評価》

ダイオキシン類の公共用水域水質の環境基準達成率は、基準年度と比較して減少(悪化)していますが、これ以外の環境基準達成率は100%を維持しています。有害化学物質の届出排出量は、基準年度と比べ減少(改善)しています。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定した全ての地点で大気環境基準を達成しました。

ダイオキシン類については、一般大気環境、公共用水域(底質)、地下水、及び土壌について調査した全ての地点で環境基準を達成しましたが、公共用水域(水質)は調査した84地点のうち80地点での達成で、前年度(97.7%)と比べ減少(悪化)しています。

有害化学物質の届出排出量は、前年度(約6,600t)に比べても減少(改善)しています。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

化学物質の自主的な管理の促進

PRTR(化学物質排出・移動登録)制度により25年度に届出のあった1,284事業所について、国から提供されたデータの集計結果を県ホームページに公開しました。

また、事業者のための有害大気汚染物質環境リスク評価方法ガイドブックを作成・公表し、事業者の自主的な管理の促進を図りました。今後も引き続き、事業者による化学物質の自主的な管理を促します。

PRTR制度：化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度。

化学物質の常時監視と調査研究の充実

県内 35 地点で毎月、ベンゼンなど 21 物質を測定した結果、環境基準等の超過地点はありませんでした。また、調査方法の検討や新たな知見の収集等のため、化学物質関連の調査研究を行いました。

今後も引き続き、化学物質の常時監視を行うとともに、調査研究を進めていきます。

農薬等の適正使用等

農業者や防除業者等の農薬使用者及び農業協同組合等の指導者に対し、パンフレットの配布や研修会実施により、農薬適正使用の啓発を行いました。

引き続き、これらの取組を行っていきます。

ダイオキシン類対策の推進

大気に関するダイオキシン類特定施設の立入検査を 138 事業所（204 施設）に対して実施し、うち 17 施設で排ガスの分析を行った結果、基準を超過した施設はありませんでした。

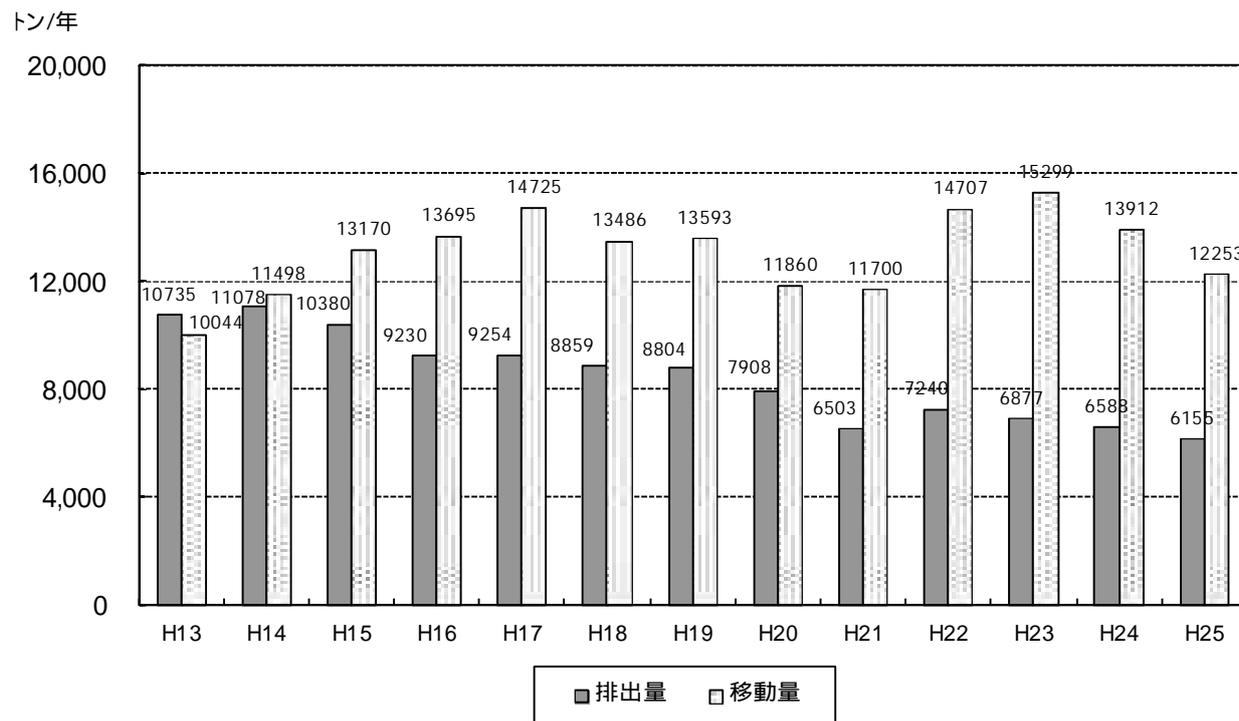
水質に関するダイオキシン類特定事業場延べ 14 事業場に立入検査を実施し、うち 10 事業場で排水分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

引き続き、ダイオキシン類特定施設・特定事業場の立入検査等を実施し、事業場の指導を行っていきます。

また、一般大気環境 69 地点、公共用水域に係る水質 84 地点及び底質 41 地点、地下水 20 地点並びに土壌 37 地点についてダイオキシン類の調査を実施した結果、水質の 4 地点で環境基準値を超過していたため、補足調査を実施した結果、環境基準値を下回り、継続して環境基準値を超過していないことを確認しました。（数値は政令市等実施分を含む）

今後も引き続き、環境中のダイオキシン類の調査を行い、環境基準の達成状況の把握を行っていきます。

図 2 7 化学物質の届出排出量・移動量（PRTR データ）の推移



22年度から届出対象物質が354物質から462物質となっている。

表 7 平成 2 6 年度有害大気汚染物質濃度の測定結果

物質名	地点数	環境基準超過地点数	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	34 (34)	0 (0)	3 μg / m ³
トリクロロエチレン	28 (27)	0 (0)	200 μg / m ³
テトラクロロエチレン	28 (27)	0 (0)	200 μg / m ³
ジクロロメタン	29 (27)	0 (0)	150 μg / m ³

() 内は平成 25 年度の値

表 8 一般大気環境のダイオキシン類年度別全地点平均値の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
全地点平均値	0.23	0.15	0.11	0.099	0.073	0.071	0.064	0.056	0.045	0.041	0.043	0.041	0.041	0.025

一般大気環境の環境基準は、0.6 pg-TEQ/m³である。

第4章第6節 放射性物質による環境汚染への対応

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
空間放射線量率	0.025～0.126 μSv/h (25年度)	0.028～0.119 μSv/h (26年度)	国が定める除染等の措置等の実施要件未済の状態(毎年度) [参考]除染等の措置等の実施要件 0.23μSv/h

モニタリングポストによる測定値

《評価》

(モニタリングポストにおける)空間放射線量率の状況に大きな変化はなく、目標を達成しています。

モニタリングポスト(8箇所)において、空間放射線量率が、国が定める除染等の措置等の実施要件を下回っていました。

なお、モニタリングポスト設置箇所以外での県管理施設で、目標値(0.23μSv/h)を上回っていた箇所については、除染を行いました。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

大気・河川・湖沼・海域等のモニタリング調査

県内8箇所のモニタリングポストで大気環境中の空間放射線量率の常時測定を行い、その結果を公表しました。また、サーベイメータによる空間放射線量率の定点測定を県内10箇所で2回/月実施するとともに、市町村に対しサーベイメータの貸し出しを実施しました。

公共用水域については、国が行ったモニタリング調査に協力したほか、県独自に印旛沼、手賀沼及び東京湾流域の64地点で年4回水質・底質のモニタリング調査を行い、結果を公表しました。26年度の調査結果は、水質の放射性セシウムは全地点で不検出、底質の放射性セシウムは不検出～7,900Bq/kgでした。

引き続き、県内8箇所のモニタリングポストで大気環境中の空間放射線量率の常時測定を行い、その結果を公表します。また、サーベイメータによる空間放射線量率の定点測定のほか、市町村に対するサーベイメータの貸し出しを行います。

公共用水域においても、国が行うモニタリング調査に協力するほか、県独自に印旛沼、手賀沼及び東京湾流域の70地点で年2回モニタリング調査を行い、結果を公表します。

県管理施設等の除染及びモニタリング

県立高等学校3校及び県立公園1箇所において、目標値(0.23μSv/h)を上回っていたことから、除染を実施しました。

引き続き、県管理施設等の空間放射線量率を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応していきます。

放射性物質を含む廃棄物への対応

県内に保管されている放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物を安全に処理するためには、国の処分場は必要な施設であることから、国の選定作業に必要な資料提供等の協力を行いました。また、処分場の早期確保のほか、市町村等の保管経費について十分な財政支援を行うよう、国に対して要望を行いました。

8,000Bq/kg 以下の廃棄物についても、処理が進むよう、国民に処理方法や安全性について説明を行うなどの対策を講ずるよう、国に対して要望を行いました。

県内の指定廃棄物が国の責任において安全に処理されることが必要であることから、引き続き、県民の安全・安心の確保を最優先に、県として、できる限りの協力を行うとともに、保管を行っている市町村等を支援していきます。

また、8,000Bq/kg 以下の廃棄物についても、円滑に処理が進むよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

図 2 8 モニタリングポストによる空間放射線量率（日平均）の推移

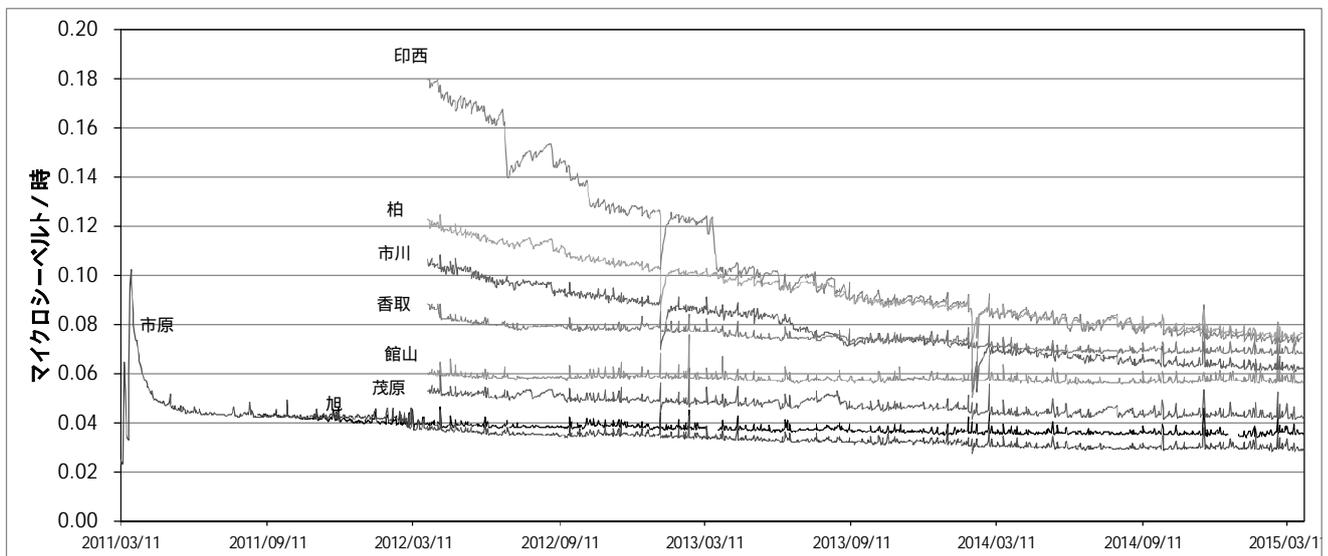
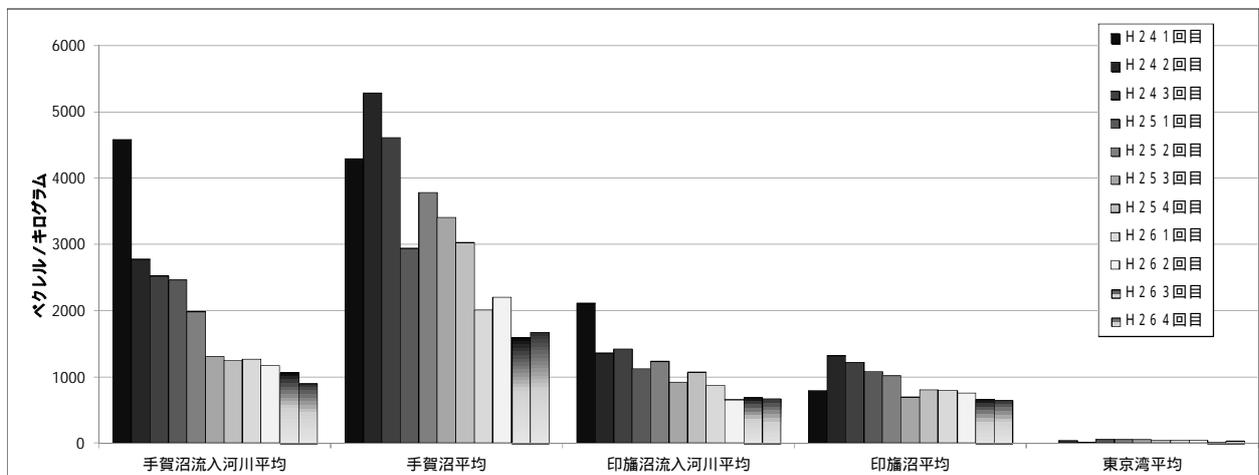


図 2 9 公共用水域（底質）の水域別放射性物質濃度の推移



第5章第1節 環境学習の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841人 (17年度)	31,637人 (26年度)	27,000人以上 (毎年度)

《評価》

県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数は、基準年度と比較して増加しており、今年度は目標を達成しています。

県が主催する環境学習への26年度の参加者数は31,637人であり、前年度(18,857人)より増加(改善)し、毎年度の目標値である27,000人以上を達成しました。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

環境学習における連携・協働の推進

「千葉県環境学習基本方針平成27年度実施計画」を策定するとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正に伴う対応を検討しました。また、「エコメッセ2014 in ちば」に実行委員として参画しました。

27年度は、引き続き、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正等に伴う対応を検討するとともに、「エコメッセ2015 in ちば」に参画します。

環境学習を推進する人材の育成とその活用

ファシリテーターを養成する講座や教員を対象とする講座等を実施し、ファシリテーターを養成する講座は18名、教員を対象とする講座は11名が修了しました。

27年度は引き続き、ファシリテーターを養成する講座や教員を対象とする講座等の実施により環境学習指導者の人材を育成することとしています。

ファシリテーター：自身が知っていることを教えるのではなく、学ぶ人の経験や知識に応じた気づきや理解、さらに批判的思考を促す人のことを言う

環境学習に関する情報提供の推進

県ホームページ等による情報提供を行うとともに、環境学習用の教材等の貸し出しを行いました。

今後も引き続き、県ホームページ等による環境学習情報を提供するとともに、環境学習用の教材等の貸し出しを行います。

プログラム・教材の開発

野外のフィールドを有する複数の施設が使える参加型の環境学習プログラムを内浦山県民の森等との協働により作成しました。

また、水質保全に関する啓発教材「川の汚れ浄化ゲーム」を作成し、学校や環境学習に取り組む市民環境保全活動団体に配布したほか、引き続き 25 年度に作成した啓発冊子「エコネコ地球温暖化クイズ『地球温暖化』って何ニヤろう？」を配布しました。

27 年度も、引き続き教材の開発に取り組んでいきます。

学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

県環境学習施設の施設概要及び体験できるプログラムについて、パネル展示により紹介するとともに、県の環境学習の拠点の連携に関する担当者会議を開催し、情報交換を行いました。また、地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を 2 回行いました。

27 年度も、県の環境学習の拠点の連携に関する担当者会議を開催し、情報交換を行います。また、引き続き、「文化財探検隊」を行い、里山などの地域の環境学習の場を活用していきます。

環境学習機会の提供

環境学習アドバイザーの派遣（33 回）、地球温暖化防止活動推進員による出前講座の実施（175 回）、環境研究センターによる環境講座の開催（14 回）など、環境学習機会の提供に努めました。

27 年度も引き続き、アドバイザーの派遣等を行うとともに、一般県民向けの環境に関する各種事業を行い、県民が身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

環境学習に関する調査研究の実施

環境学習に関する各種講座においてアンケートを実施し、そのニーズの把握に努めました。

27 年度も引き続き、各種講座においてアンケートを実施し、ニーズを把握するとともに、環境学習プログラムの改良に反映させていきます。

県の率先取組

「千葉県庁エコオフィスプラン」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入や用紙使用量の削減など、県の業務における環境配慮行動の実践に努めました。

また、新規採用職員研修において、「行政と環境」講座を行いました。

27 年度も引き続き、率先して環境に配慮した取組を進めます。

表9 県が主催する環境学習への参加者数

(単位：人)

講座等名	17年度 (基準年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	3,764	1,411	1,707	2,266	1,038
県民環境講座	255	456	237	236	125	- ³
空に親しむ啓発事業	537	223	175	327	- ²	- ²
水生生物による水質調査	637	507	414	582	452	424
手賀沼親水広場を活用した 水環境学習講座	483	5,071	4,430	4,009	3,692	4,524
自然観察会	877	820	781	734	889	1,427
探鳥会	83	36	16	16	3	44
環境研究センターでの啓発事業	329	682	628	387	325	- ³
体験型環境講座	77	- ¹				
こども環境講座	126	- ¹				
こどもエコクラブ登録者数	3,239	3,198	2,683	1,442	905	4,340
エコメッセ	6,600	10,500	12,000	12,000	10,200	12,000
環境講座	- ³	375				
温暖化防止活動推進員出前講座 受講者数	- ⁴	7,465				
合計	16,841	25,257	22,775	21,440	18,857	31,637

1 20年度で事業廃止

2 24年度で事業廃止

3 県民環境講座及び環境研究センターでの啓発事業は、26年度から環境講座として実施、また、環境講座にはファシリテーターを養成する講座の受講者を含む

4 26年度から集計に追加

第5章第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による)	36.0% (18年度)	24.4% (26年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の 認証取得事業件数	487 (18年度)	665 (26年度)	1,000 (30年度)

(評価)

環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、基準年度と比べて減少しています。

一方、ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数は、基準年度と比べて増加し、目標に近づいています。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、24.4%であるのに対し、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、32.6%となっています。前年度(16.7%)より「参加したことがある」との回答は増加しているものの、環境問題に関心を持っている県民の実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数は上昇傾向にあったものの、近年は横ばい、前年度(704件)と比べ減少していることから、様々な機会をとらえて取得件数の増加に努めていきます

2. 26年度の主な取組と今後の対応

環境配慮の普及と県の率先行動の推進

「環境マネジメントシステム」には国際規格の「ISO14001」のほかに、環境省が策定した「エコアクション21」や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードなどがあります。26年度は、「ISO14001」と「エコアクション21」について、中小企業団体等による普及セミナーの開催に協力したほか、上記4つの「環境マネジメントシステム」について、ホームページを利用した広報を行いました。

27年度も引き続き、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進します。

環境保全活動の推進

エコメッセ 2014 in ちば（参加者約 12,000 人）や環境シンポジウム千葉会議（参加者 70 名）など各種イベントに参加するとともに、環境や環境問題の現状について理解を深めてもらうことを目的に、「環境講座」を 13 回（参加者計 357 名）開催しました。また、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

27 年度も引き続き、啓発イベントや環境講座、表彰制度を通じ、環境保全活動に対する県民の理解と関心を深め、活動を推進します。

環境に配慮した事業活動の促進

中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するため、県制度融資として中小企業振興資金（環境保全資金）事業を実施するとともに、融資を受けた方に利子補給を行いました。

なお、26 年度で利子補給付きの融資事業は終了しましたが、27 年度も引き続き県制度融資事業を実施するとともに、制度の周知と利用拡大に努めます。

環境情報の提供

環境基本計画の進行管理として、「千葉県環境基本計画平成 25 年度年次報告書」を取りまとめ、公表するとともに、同報告書の内容を取り込んだ「千葉県環境白書（26 年版）」を作成し、県内市町村、関係機関に配付しました。また、「環境生活部主要施策概要」を県ホームページで公表しました。

27 年度も引き続き、千葉県環境白書を作成するとともに、県民アンケート等を活用しながら、県民や事業者の具体的な取組状況や課題を把握し、環境基本計画の「総合的な進捗状況の点検・評価」を実施します。

図30 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合

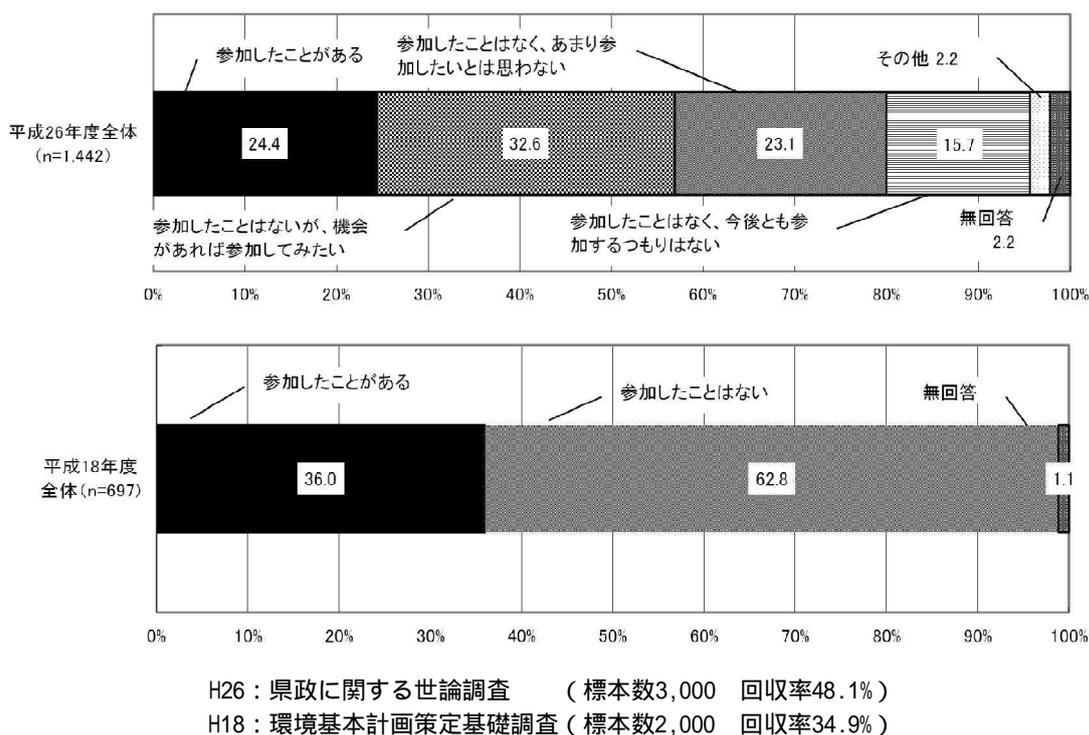
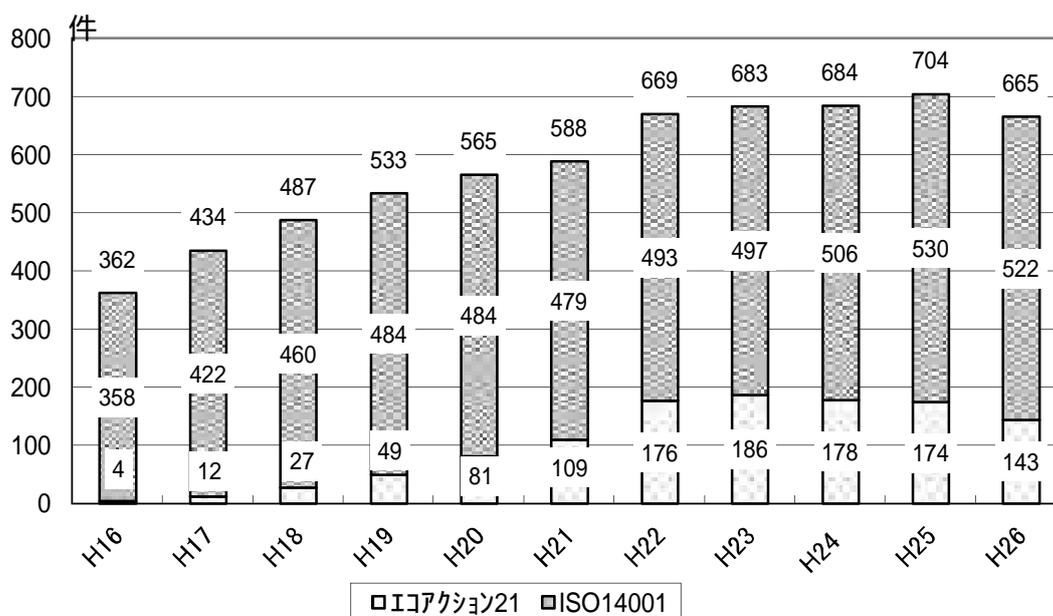


図31 IS014001またはエコアクション21の認証取得事業件数



第5章第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8百万円 (18年度末までの累計)	11億9千9百万円 (26年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	2億9千1百万円 (26年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)

《評価》

募金総額、助成事業費ともに基準年度に比べ増加していますが、目標の金額とは大きな隔たりがあります。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきましたが、目標金額とは大きな隔たりがあります。そのため、より効果的な募金活動の検討を行うとともに、一般財団法人千葉県環境財団（以下「環境財団」という。）と連携して、事業内容等の周知に努め、基金の有効活用を図っていきます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応（県及び環境財団）

ちば環境再生基金の設置と運営

環境財団に設置された基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に関する審査、検討等を行いました。

なお、助成事業については、24年度から「県民の環境活動支援事業への助成」、「提案型環境再生事業への助成」、「負の遺産対策事業への助成」の3事業に再編して実施してきましたが、26年度に再度見直しを行い、「環境活動見本市等普及啓発支援事業への助成」など3事業を追加するとともに、「県民の環境活動支援事業」への助成は、より小規模の団体でも利用しやすいように再編を進めています。

今後も引き続き、同委員会の意見を聴きながら、基金の適正かつ有効な利用を進めます。

啓発・募金活動の推進

県内各地において、環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、26年度における募金額は、399件で5,820,084円となりました。基金設置からの募金総額は27年3月31日現在6,443件で1,198,827,340円となっています。

今後も、市町村イベント等での募金活動や事業所等への職場募金の依頼等を通じて着実な募金活動を進めていきます。

資源循環型社会づくりの推進、自然環境の保全と再生の推進

環境保全団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動 10 事業並びに市町村などが実施する先進的な自然環境の保全・再生等の 6 事業に対して助成しました。

今後も引き続き、県民の環境活動や市町村が実施する環境再生事業等への助成を通じて、資源循環型社会づくりや自然環境の保全と再生に貢献していきます。

負の遺産対策の推進

市町村が実施する、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物の撤去等の事業について、25 年度から継続している 1 事業に助成しました。

今後も、助成事業の活用により、負の遺産対策を推進していきます。

地域経済と地域振興への貢献

環境保全団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動 10 事業、市町村などが実施する先進的な自然環境の保全・再生等の 6 事業並びに市町村が実施する廃棄物の撤去等の 1 事業に助成しました。

今後も、県民の環境活動、市町村などの環境再生事業及び負の遺産対策への助成を通じて、地域の活性化や地域間の交流促進等にご貢献していきます。

表 10 ちば環境再生基金への募金額・助成事業数の推移

(1) 募金額

区分	件数	金額	区分	件数	金額
13 年度	30 件	2,991,786 円	21 年度	516 件	12,491,176 円
14 年度	422 件	521,623,080 円	22 年度	441 件	11,244,525 円
15 年度	466 件	560,463,458 円	23 年度	369 件	8,336,860 円
16 年度	655 件	7,643,154 円	24 年度	419 件	7,294,195 円
17 年度	603 件	7,719,124 円	25 年度	384 件	6,175,946 円
18 年度	582 件	8,379,501 円	26 年度	399 件	5,820,084 円
19 年度	584 件	26,737,759 円			
20 年度	573 件	11,906,692 円	合計	6,443 件	1,198,827,340 円

14 年度大口募金者（千葉県：5 億円）

15 年度大口募金者（千葉県産業廃棄物協会：4 億 5 千万円、千葉県：1 億円）

(2) 助成事業数

再編後の助成事業

ア 県民の環境活動支援事業への助成

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
助成数	9 事業	9 事業	10 事業	28 事業
助成額	1,844 千円	1,448 千円	1,642 千円	4,935 千円

イ 提案型環境再生事業への助成

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
助成数	7 事業	6 事業	6 事業	19 事業
助成額	11,464 千円	9,364 千円	9,109 千円	29,937 千円

ウ 負の遺産対策事業への助成

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	21 年度	22 年度	23 年度
助成数	2 事業	1 事業	1 事業	2 事業	3 事業	4 事業
助成額	13,179 千円	16,083 千円	10,471 千円	13,781 千円	15,349 千円	14,319 千円
年 度	24 年度	25～26 年度				合計
助成数	1 事業	1 事業				15 事業
助成額	1,721 千円	80,273 千円				165,176 千円

終了した助成事業

ア NPO環境活動への助成

市民活動団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動への助成

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
助成数	12 事業	17 事業	15 事業	9 事業	15 事業	11 事業
助成額	3,504 千円	4,424 千円	2,426 千円	2,209 千円	3,139 千円	1,656 千円
年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度		合計
助成数	10 事業	10 事業	7 事業	4 事業		110 事業
助成額	1,976 千円	3,030 千円	1,900 千円	1,189 千円		25,453 千円

イ 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業への助成

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
助成数	2 事業	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業
助成額	9,186 千円	5,177 千円	6,024 千円	8,074 千円	2,566 千円	2,760 千円
年 度	22 年度	23 年度				合計
助成数	5 事業	4 事業				28 事業
助成額	10,572 千円	5,761 千円				50,120 千円

ウ なおのなエコプロジェクト

菜の花やヒマワリから収穫される食用油を活用した資源循環体験活動への助成

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
参加者数	21 団体	7 団体	9 団体	10 団体	9 団体	11 団体
栽培面積	1,118 アール	269 アール	204 アール	237 アール	344 アール	116 アール
助成数	5 団体	4 団体	6 団体	8 団体	8 団体	11 団体
助成額	215 千円	231 千円	421 千円	541 千円	580 千円	623 千円
年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度		合計
参加者数	12 団体	27 団体	15 団体	10 団体		131 団体
栽培面積	263 アール	383 アール	400 アール	274 アール		3,608 アール
助成数	10 団体	17 団体	8 団体	5 団体		82 団体
助成額	794 千円	1,308 千円	516 千円	271 千円		5,500 千円

15 年度から、菜の花のほかヒマワリによる活動を実施。

エ 環境再生に係る普及啓発事業への助成

県・市町村等が、全県的又は複数の市町村区域にまたがり広域的に実施する「資源循環型社会づくり」又は「自然環境の保全と再生」のための普及啓発等事業に対して助成

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	合計
助成数	2 事業	2 事業	2 事業	6 事業
助成額	3,448 千円	2,835 千円	3,286 千円	9,569 千円

第5章第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	ディーゼル自動車運行規制の合同検査や、九都県市による地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (26年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	5回 53人 (26年度)	増加させます (毎年度)

(評価)

九都県市が連携して、ディーゼル自動車運行規制の合同検査や地球温暖化防止キャンペーンなどを実施しました。

県が受け入れた環境分野での海外からの研修生の受入については、回数・人数ともに基準年度を下回っています。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要であることから、九都県市が連携して、省エネ・節電及び地球温暖化防止キャンペーン、再生可能エネルギー導入促進セミナーの開催、ディーゼル自動車運行規制の合同調査やエコドライブの普及、産業廃棄物路上一斉調査等を行いました。

海外からの研修生の受入数については、前年度(47人)から増加しているものの基準年度より減少しているため、本県における研修生受入のPR等により、研修生の増加により一層努めていきます。

2. 26年度の主な取組と今後の対応

県域を越えたネットワークによる取組の推進

九都県市では、温暖化防止対策に係る共同・連携した取組として、地球温暖化防止への省エネ・節電などの行動を啓発するための「ライフスタイルの実践行動キャンペーン」、再生可能エネルギー導入促進に向けたセミナーの開催、ディーゼル自動車対策やエコドライブの普及、東京湾水質一斉調査、3R普及促進事業、容器包装発生抑制の推進、産業廃棄物路上一斉調査など、様々な取組を実施しました。

また、26年度は、新たに、水素社会の実現に向けた取組として、パンフレットを作成し、イベント等で配布しました。

27年度も引き続き、九都県市で共同・連携した温暖化防止対策の検討を進めるとともに、各種キャンペーンを実施する等、広域的な連携を強化していきます。

国際的な取組の推進

東南アジア諸国を中心に 53 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の水質汚濁防止対策や大気情報管理システム等を紹介しました。

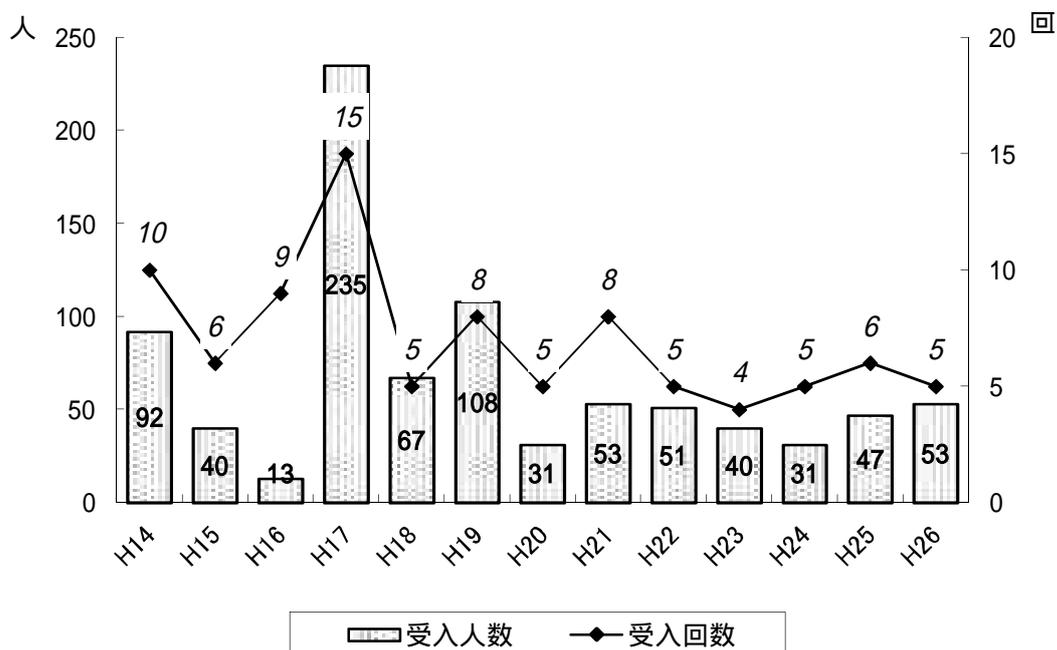
また、JICA 草の根技術協力事業を活用し、水環境分野において、ラオス・ヴィエンチャン都へ県職員を派遣しました。

27 年度も JICA と連携しながら、海外からの研修生を積極的に受け入れていくとともに、引き続きラオス・ヴィエンチャン都の水環境の改善を支援していきます。

表 1 1 九都県市による主な取組

項 目	概 要
環境分野における国際協力	JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受入れを実施。
節電及び地球温暖化防止キャンペーン	各都県市が省エネ・節電に率先して取り組むとともに、公共施設、鉄道車両等へのポスター掲出やホームページを活用した普及啓発を実施。
再生可能エネルギーの導入促進	太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催したほか、「熱は熱で」のPR動画を活用したYouTube 冒頭動画広告の配信やチラシを作成・配布。
首都圏における水素社会の実現に向けた取組	新たに「水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議」を設置し、水素に係る理解を深めるためのパンフレットを作成し、イベント等を活用して配布。
ディーゼル車対策	一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。
エコドライブの普及	関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、リーフレット等を活用した普及啓発活動を実施。
低公害車の普及	九都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。
東京湾水質一斉調査	141 機関・団体が参加し、海域、河川など計 689 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
3R 普及促進事業	食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携して普及啓発活動を実施。
容器包装発生抑制の推進	「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上、容器包装減量化商品の購入促進を図るため、小売事業者等と連携して普及啓発活動を実施。
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム 30 と共同した一斉路上調査の実施。

図 3 2 海外からの研修生の受入回数・人数の推移



第6章第1節「環境と調和のとれた土地利用の推進」は、「千葉県国土利用計画」の内容を再掲したものであるため、本年次報告書での進行管理の対象からは除外しています。また、第6章は、環境基本計画で進捗を表す指標が定められていないため、取組と対応のみ報告しています。

第6章第2節 環境影響評価制度の充実

1. 26年度の主な取組と今後の対応

環境影響評価制度の的確な運用

26年度に環境影響評価の対象となった案件は、条例対象事業である「廃棄物最終処分場の規模の変更」1件（方法書1件）及び「廃棄物焼却施設の設置」3件（方法書2件、準備書1件）の合計4件でした。これらの4案件については、学識経験者で構成される千葉県環境影響評価委員会の答申を基に知事意見を述べました。

また、事業者は環境影響評価書に記載した監視計画に基づき、事後調査を実施し、その結果を知事に報告することが義務づけられています。26年度は、事後調査報告書が1件提出されました。

さらに、千葉県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、新たに風力発電事業を環境影響評価の対象事業に追加しました。

27年度も引き続き、適正に環境影響評価が実施されるよう事業者を指導していきます。

環境影響評価に係る審査の迅速化

26年度は火力発電設備の更新、風力発電所の設置に係る事案はありませんでした。

27年度も、該当事案が生じた場合は、制度の適切な運用を行いつつ、環境省ガイドラインや全国の事例等を参考に、審査期間の短縮に努めます。

第6章第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

1. 26年度の主な取組と今後の対応

環境情報の提供

県ホームページで公開している大気環境情報、公共用水域の水質情報など県内の環境データや環境情報等を随時更新し、最新の情報を公開しました。

また、環境基本計画の25年度年次報告や環境白書(26年版)を刊行し、関係機関に配付するとともに、県ホームページにも掲載しました。

大気環境常時監視については、PM2.5の測定結果、注意喚起に関する情報提供を行いました。

環境研究センターでは、25年度に実施した調査研究の成果を年報として取りまとめ、県ホームページで公表しました。

生物多様性センターでは、生物多様性地理情報システムの活用として、県ホームページ(ちば情報マップ)において、主な特定外来生物12種(アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど)の分布図を公開しています。

27年度も引き続き、環境情報を積極的に公開するとともに、情報の効果的な公表方法を検討していきます。

行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

環境研究センターでは、計画的に調査研究を進めるため、5年ごとに研究活動計画を策定しており、平成24年度に作成した第3期研究計画(25年~29年度)に従い、液状化・流動化、環境放射能、PM2.5等の調査研究について取り組みました。

また、効率的・効果的に試験研究業務を進め、環境研究センターの機能強化を図るための検討を始めました。

さらに、国立環境研究所や東京都など他自治体等との共同調査・研究、また千葉大学、東京大学及び京都大学等の学術機関との共同研究も行いました。

今後も、研究計画に基づき調査研究を実施するとともに、微小粒子状物質や化学物質、ヒートアイランド現象などの課題について、積極的に取り組んでいきます。

生物多様性センターでは、千葉県生物多様性に関する情報の一括管理・提供、調査研究・技術開発、教育普及・現場指導に取り組み、生物多様性の保全・再生を推進しました。

27年度も引き続き、これらの取組を進めます。

研究機関や博物館等のちからを活用した情報の提供等

環境研究センターでは、県民等への分かりやすい情報提供の一つとして、環境研究センター・環境だよりを年2回発行するとともに、25年度に作成した啓発冊子「エコネコ地球温暖化クイズ『地球温暖化』って何ニヤろう?」を配布しました。

また、公開講座を6回(151名が参加)、委託による県民環境講座を7回(206名が参加)、企画展を3回開催しました。さらに、市民活動団体や事業者などが開催する研修会・講習会等へ、計116回講師を派遣しました。

中央博物館では、環境情報を盛り込んだメールマガジンを年間 24 回、定期刊行物を年間 6 回発行しました。また、環境に関する展示会を 25 回、観察会やイベントを 128 回、環境に関連する公開講座やシンポジウムを 73 回開催したほか、ツイッターによる情報発信を 2 千回以上行いました。

生物多様性センターでは、生物多様性ちば県戦略及び生物多様性センターに関するパンフレットを発行したほか、生物多様性の保全の取組や県内の希少な野生動植物などを紹介したニュースレターを年 5 回発行し、関係機関に配付するとともに、県ホームページにも掲載しました。

27 年度も引き続き、定期刊行物の発行や公開講座等を通じ、調査研究の成果を含め、保有する環境問題に関する情報を広く、分かりやすく提供します。

環境基本計画 指標の進捗状況一覧

基準年比較の欄については、A:基準年(度)と比べ目標に近づいている
 B:基準年(度)と変わらない C:基準年(度)と比べ目標に向けての進捗が見られない としています。
 また、20～25年度の欄について当該年(度)の数値であるものは、年(度)の記載を省略しています。

第1章 地球温暖化防止に取り組む

項目名	基準年 (年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標/目標年 (年度)	基準年 比較	備考	
第1節 温室効果ガスの排出量削減												
家庭における県民1人1日あたりの二酸化炭素排出量												
1	電気・ガス使用等 家庭内のエネルギー消費に伴う排出量	1日あたり 3.17kg (14年)	1日あたり 3.06kg (18年)	1日あたり 3.33kg (19年)	1日あたり 3.24kg (20年)	1日あたり 3.08kg (21年)	1日当たり 3.28kg (22年)	1日当たり 3.47kg (23年)	1日当たり 3.71kg (24年)	1日あたり 2.60kg (30年)	C	
2	上記に自家用自動車の使用・ごみ(一般廃棄物)の排出等に伴う排出量を含めた数値	1日あたり 6.62kg (14年)	1日あたり 6.04kg (18年)	1日あたり 5.94kg (19年)	1日あたり 5.73kg (20年)	1日あたり 5.67kg (21年)	1日当たり 5.68kg (22年)	1日当たり 5.84kg (23年)	1日当たり 6.09kg (24年)	1日あたり 5.50kg (30年)	A	
日常生活における取組状況(アンケート調査により実施している人の割合)												
3	レジ袋(ポリ袋やビニール袋)をもらわない	12.6% (18年度)	43.6%	23.6%	25.3%	28.3%	47.5%	32.1%	36.3% (26年度)	80% (30年度)	A	
4	節電に努める	59.1% (18年度)	57.1%	53.0%	50.0%	60.9%	54.7%	54.6%	48.7% (26年度)	100% (30年度)	C	
5	車の運転時は、急発進・急加速をしない	77.0% (16年度)	57.3%	51.1%	46.8%	51.0%	53.3%	67.3%	64.3% (26年度)	100% (30年度)	C	
6	県の公用車購入時における低公害車の占める割合	96.6% (17年度)	89.2% (20年度)	89.2% (20年度)	100% (22年度)	96.5% (23年度)	96.4% (24年度)	88.9% (25年度)	97.1% (26年度)	100% (毎年度)	A	
7	再生可能エネルギー導入量	5,089TJ (25年度)							7,465TJ (26年度累計)	16,000TJ (30年度)		目標値までの達成率は21.8%
8	発電設備導入量	616MW (25年度)							1,198MW (26年度累計)	3000MW (30年度)		24.4%
9	太陽光発電による再生可能エネルギー導入量	1,637TJ (25年度)							3,853TJ (26年度累計)	10,500TJ (30年度)		25.0%
10	発電設備導入量	426MW (25年度)							1,004MW (26年度累計)	2,727MW (30年度)		25.1%
11	太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入量	3,452TJ (25年度)							3,612TJ (26年度累計)	5,500TJ (30年度)		7.8%
12	発電設備導入量	190MW (25年度)							194MW (26年度累計)	273MW (30年度)		4.8%
第2節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保												
13	地球温暖化防止に資する人工林の間伐実施面積	636ha (18年度)	856ha	1,033ha	870ha 2,759ha (3カ年累計)	977ha	717ha	458ha 4,911ha (6カ年累計)		4,450ha [5カ年累計] (24年度) 更なる面積の増加 (30年度)		
	地球温暖化の緩和に資する人工林の間伐実施面積	636ha (18年度)							557ha 5,468ha (7カ年累計) (26年度)	10,105ha [10カ年累計] (29年度) 更なる面積の増加 (30年度)		29年度目標値までの達成率は54.1%
14	1人当たり都市公園面積(都市計画区域人口)	6.02㎡/人 (17年度) [参考]全国(H17)9.1㎡/人	6.31㎡/人 (20年度) [参考]全国(H20)9.6㎡/人	6.31㎡/人 (20年度末) [参考]全国(H20末)9.6㎡/人	6.5㎡/人 (21年度末) [参考]全国(H21末)9.7㎡/人	6.5㎡/人 (22年度末) [参考]全国(H22末)9.8㎡/人	6.5㎡/人 (23年度末) [参考]全国(H23末)9.9㎡/人	6.6㎡/人 (24年度末) [参考]全国(H24末)10.0㎡/人	6.6㎡/人 (25年度末) [参考]全国(H25末)10.1㎡/人	全国平均値に近づけます (30年度)	C	
第3節 オゾン層保護のためのフロン対策												
15	フロン類の不適正処理事案の発生数	輸送中のフロンガスの漏出やフロン類を含む電気機器の不法投棄事例が見受けられます。 (18・19年度)	輸送中のフロンガスの漏出なし 廃家電の不法投棄1,730台	輸送中のフロンガスの漏出なし 廃家電の不法投棄1,927台	輸送中のフロンガスの漏出なし 廃家電の不法投棄1,642台	輸送中のフロンガスの漏出なし 廃家電の不法投棄1,272台	輸送中のフロンガスの漏出なし 廃家電の不法投棄1,323台	輸送中のフロンガスの漏出なし 廃家電の不法投棄1,096台	輸送中のフロンガスの漏出なし (26年度) 廃家電の不法投棄835台	無くします (毎年度)	A A	基準年度の電気機器の不法投棄件数は 3,416台 2,263台

第2章 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保

項目名	基準年 (年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標/目標年 (年度)	基準年 比較	備考	
第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開												
17	市町村における生物多様性地域戦略の策定	未策定 (19年度)	未策定	1市	2市	2市	2市	3市	5市 (26年度累計)	全市町村で策定 (30年度)		目標値までの達成率は9.3%
18	県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」のモニタリング(報告)件数	累計 30,400件 (25年度)	/	/	/	/	/	/	49,134件 (26年度累計)	累計 50,000件 (30年度)		目標値までの達成率は95.6%
第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用												
19	自然公園の指定	10地域 28,537ha (18年度)	10地域 28,537ha	10地域 28,537ha	10地域 28,537ha	10地域 28,537ha	10地域 28,537ha	10地域 28,537ha	10地域 28,537ha (26年度)	10地域の維持、拡大 (30年度)	B	
20	自然環境保全地域の指定	28地域 1,956ha (18年度)	28地域 1,956ha	28地域 1,956ha	28地域 1,956ha	28地域 1,956ha	28地域 1,956ha	28地域 1,956ha	28地域 1,956ha (26年度)	28地域の維持、拡大 (30年度)	B	
21	自然公園ビジターセンター等利用者数	11万1千人 (18年度)	10万4千人	9万5千人	9万1千人	7万6千人	8万7千人	8万6千人	9万3千人 (26年度)	12万人 (22年度以降毎年度)	C	
第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生												
22	森林面積	162,500ha (16年)	161,732ha (19年度)	161,257ha (20年度)	160,961ha (21年度)	160,933ha (22年度)	159,433ha (23年度)	158,550ha (24年度)	158,449ha (25年)	森林面積の減少を押さえることにより 159,700ha以上を確保します (29年)		
23	農用地面積	135,100ha (16年)	131,011ha (19年度)	130,011ha (20年度)	129,511ha (21年度)	128,867ha (22年度)	128,155ha (23年度)	128,091ha (24年度)	127,816ha (25年)	農地面積の減少を押さえることにより 128,100ha以上を確保します (29年)		
24	海域における環境基準達成率(COD)	63.6% (18年度) [参考]全国(H18) 74.5%	72.7% [参考]全国(H19) 78.7%	63.6% [参考]全国(H20) 76.4%	45.5% [参考]全国(H21) 79.2%	54.5% [参考]全国(H22) 78.3%	45.5% [参考]全国(H23) 78.4%	45.5% [参考]全国(H24) 79.8%	45.5% (26年度) [参考]全国(H25) 77.3%	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)	C	
第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり												
再掲	1人当たり都市公園面積(都市計画区域人口)	6.02㎡/人 (17年度) [参考]全国(H17)9.1㎡/人	6.31㎡/人 (20年度) [参考]全国(H20)9.6㎡/人	6.31㎡/人 (20年度末) [参考]全国(H20末)9.6㎡/人	6.52㎡/人 (21年度末) [参考]全国(H21末)9.7㎡/人	6.5㎡/人 (22年度末) [参考]全国(H22末)9.8㎡/人	6.5㎡/人 (23年度末) [参考]全国(H23末)9.9㎡/人	6.6㎡/人 (24年度末) [参考]全国(H24末)10.0㎡/人	6.6㎡/人 (25年度末) [参考]全国(H25末)10.1㎡/人	全国平均値に近づけます (30年度)	(C)	No.14の再掲
第5節 野生動植物の保護と管理												
25	希少動植物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	未策定	3市町 (ヒメコマツ、シャブゲンゴロウモドキ)	3市町 (ヒメコマツ、シャブゲンゴロウモドキ)	3市町 (ヒメコマツ、シャブゲンゴロウモドキ)	3市町 (ヒメコマツ、シャブゲンゴロウモドキ)	3市町 (ヒメコマツ、シャブゲンゴロウモドキ)	3市町 (ヒメコマツ、シャブゲンゴロウモドキ) (26年度累計)	全市町村で作成 (30年度)		目標値までの達成率は5.6%
26	特定外来生物の防除対策の実施	カイツギガメ 約1,000頭 (17年度)	-	-	-	-	-	-	-	県域から排除します (30年度)		H27に生息状況調査を実施
27		アカゲザル 約1,100頭 (19年度)	-	-	-	約800頭 (23年度)	約500~600頭 (24年度)	約500頭 (25年度)	約400頭 (26年度)		A	
28		アライグマ 約1,000~7,000頭 (19年度)	-	約9,600頭 (21年度)	約10,000頭 (22年度)	約10,000頭 (23年度)	約10,000頭 (23年度)	約10,000頭 (23年度)	約10,000頭 (23年度)		約10,000頭 (23年度)	C
29		キョン 約1,400~5,400頭 (19年度)	-	-	-	約11,000頭 (23年度)	約21,000頭 (24年度)	約34,000頭 (25年度)	約40,700頭 (26年度)		約40,700頭 (26年度)	C

第3章 資源循環社会を築く

項目名	基準年 (年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標/目標年 (年度)	基準年 比較	備考	
第1節 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進												
30	1人当たりの一般廃棄物(ごみ)の排出量	1,126g (17年度)	1,080g (19年度)	1,037g (20年度)	999g (21年度)	977g (22年度)	976g (23年度)	977g (24年度)	972g (25年度)	950g (30年度)	A	
31	一般廃棄物(ごみ)の最終処分量	19万t (17年度)	17.4万t (19年度)	17.1万t (20年度)	15.7万t (21年度)	14.8万t (22年度)	15.5万t (23年度)	16.0万t (24年度)	16.3万t (25年度)	10万t (30年度)	A	
32	一般廃棄物(ごみ)の再資源化率	24.3% (17年度)	24.9% (19年度)	24.2% (20年度)	24.6% (21年度)	24.8% (22年度)	24.0% (23年度)	23.4% (24年度)	23.5% (25年度)	40% (30年度)	C	
33	産業廃棄物の排出量	2,493万t (17年度)	2,684万t (19年度)	2,488万t (20年度)	2,151万t (21年度)	2,175万t (22年度)	2,204万t (23年度)	2,238万t (24年度)	2,117万t (25年度)	2,300万t (30年度)	A	
34	産業廃棄物の最終処分量	67万t (17年度)	73万t (19年度)	69万t (20年度)	48万t (21年度)	42.6万t (22年度)	41.9万t (23年度)	45.9万t (24年度)	31.3万t (25年度)	57万t (30年度)	A	
35	産業廃棄物の再資源化率	60.0% (17年度)	56% (19年度)	58% (20年度)	58.9% (21年度)	60.1% (22年度)	60.6% (23年度)	59.9% (24年度)	55.9% (25年度)	62% (30年度)	C	
第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄の防止												
36	新たな不法投棄量(投棄量10t以上の不法投棄箇所における投棄量の総量)	23,861t (18年度)	13,853t (19年度)	3,220t (21年度)	5,830t (22年度)	5,830t (22年度)	8,380t (23年度)	4,502t (24年度)	2,281t (25年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指します(早期実現)	A	
第3節 バイオマス利活用の推進												
37	バイオマス資源の利用率	68% (15年度)	-	-	75% (22年度)	75% (22年度)	75% (22年度)	75% (22年度)	71% (26年度)	80% (30年度)	A	
38	食品廃棄物の利用率	30% (15年度)	-	-	54% (22年度)	54% (22年度)	54% (22年度)	54% (22年度)	48% (26年度)	60% (30年度)	A	
第4節 残土の適正管理												
39	無許可埋立面積	12,107m ² (16年度)	23,107m ² (20年度は増加11,000m ²)	23,107m ² (21年度は増加0m ²)	23,107m ² (22年度は増加0m ²)	23,107m ² (23年度は増加0m ²)	27,332m ² (24年度は増加4,225m ²)	27,332m ² (25年度は増加0m ²)	累計27,332m ² (26年度は増加0m ²)	無くします(早期実現)	-	
40	公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率	73.60% (17年度)	-	85.3% (20年度)	85.3% (20年度)	85.3% (20年度)	85.3% (20年度)	89.6% (24年度)	89.6% (24年度)	98% (30年度)	A	

第4章 安心できる健やかな環境を守る

	項目名	基準年 (年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標/目標年 (年度)	基準年 比較	備考
第1節 良好な大気環境の確保												
41	光化学スモッグ注意報の年間発令日数	20日 (14～18年度の平均)	12日	3日	15日	11日	8日	14日	12日 (26年度)	注意報発令日数の半減 (30年度)	A	
42	浮遊粒子状物質の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	94.4% (18年度)	100%	100%	100%	99.3%	100%	82.9%	100% (26年度)	100%達成 (毎年度)	A	
43	二酸化窒素の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	98.6% (18年度)	97.9%	99.3%	99.3%	100%	100%	100%	100% (26年度)	100%達成 (毎年度)	A	
44	二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率(一般局・自排局の合計)	100% (18年度)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100% (26年度)	100%達成 (毎年度)	B	
45	二酸化窒素の県環境目標値達成率(一般局・自排局の合計)	69.4% (18年度)	83.6%	79.7%	85.1%	83.6%	80.5%	79.5%	91.7% (26年度)	概ね達成 しません (30年度)	A	
46	低公害車の普及台数	約60万台 (17年度)	約83万台 (19年度)	約101万台 (21年度)	約111万台 (22年度)	約120万台 (23年度)	約120万台 (23年度)	約120万台 (23年度)		約120万台 (22年度) 更なる増加 (30年度)		
	低公害車の普及台数(排出ガス規制かつ燃費基準に適合した自動車)	約25万台 (24年度)					約25万台 (24年度)	約39万台 (25年度)	把握できず	約77万台 (30年度)		国の統計の取扱いが変更となったため、数値を把握できず評価不能
47	エコドライブ実践事業者の割合(県内の事業所で使用している自動車の合計が30台以上の事業者)	61% (18年度)	77% (19年度)	82% (20年度)	97% (21年度)	85% (22年度)	90% (23年度)	97% (24年度)	91% (25年度)	100% (平成22年度以降毎年度)	A	
第2節 騒音・振動・悪臭の防止												
48	自動車騒音の環境基準達成率	82% (18年度)	83% (19年度)	84% (20年度)	84% (21年度)	86% (23年度)	87% (24年度)	89% (25年度)	90% (26年度)	概ね達成 しません (毎年度)	A	
49	航空機騒音の環境基準達成率	成田空港 周辺 51%	54%	66%	66%	69%	69%	57%	成田空港 周辺 59%	達成率を向上させます (毎年度)	A	
50		羽田空港 周辺 100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	羽田空港 周辺 100%		B	
51		下総飛行場 周辺 82%	82%	82%	82%	83%	82%	91%	下総飛行場 周辺 82%		B	
52		木更津 飛行場周辺 100%		100%	100%	100%	100%	100%	100%		木更津 飛行場 周辺 100%	B
		(18年度)	(19年度)	(21年度)	(21年度)	(23年度 速報値)	(24年度 速報値)	(25年度 速報値)	(26年度)			
53	騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,502件 (18年度)	1,562 (19年度)	1,415 (21年度)	1,415 (21年度)	1,711 (23年度)	2,346件 (24年度 速報値)	2,005件 (25年度 速報値)	2,118件 (26年度)	減少させます (毎年度)	C	

第4章 安心できる健やかな環境を守る

項目名	基準年 (年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標/目標年 (年度)	基準年 比較	備考	
第3節 良好な水環境の保全												
54	河川・湖沼・海域の環境基準の達成率(BOD・COD)	67.1% (18年度) [参考]全国(H18) 86.3%	72.9%	72.9%	69.4%	75.3%	68.2%	71.8%	70.6% (26年度)	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)	A	目標における全国平均は、平成18年度時の値
55	印旛沼の水質(COD)	8.6mg/L (18年度) COD年平均値	8.5mg/L	8.6mg/L	8.9mg/L	11mg/L	11mg/L	12mg/L	11mg/L (26年度) COD年平均値	遊び泳げる印旛沼とその流域の回復 (42年度) [参考]水浴場基準開設期間中の平均値が5mg/L以下	C	
56	手賀沼の水質(COD)	7.9mg/L (18年度) COD年平均値	8.2mg/L	8.6mg/L	8.9mg/L	9.3mg/L	9.6mg/L	9.5mg/L	7.6mg/L (26年度) COD年平均値	かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の回復 (42年度) [参考]環境基準5mg/L以下:75%値	A	
57	東京湾の環境基準達成率(COD)	63.6% (18年度)	72.7%	63.6%	45.5%	54.5%	45.5%	45.5%	45.5% (26年度)	向上させます (30年度)	C	
58	県全域の汚水処理人口普及率	79.7% (18年度)	82.2%	82.6%	83.2%	84.1%	84.4%	85.2%	85.8% (26年度)	89.9% (36年度)		36年度の目標値までの達成率は59.8%
第4節 良好な地質環境の保全												
59	2cm以上の地盤沈下面積	11.7km ² (18年度)	0.6km ²	22.3km ²	0.0km ²	3,197.5km ²	0.0km ²	0.4km ²	1.7km ² (26年)	無くします (早期達成)	A	
60	地下水の環境基準達成率	84.2% (18年度) 全国(H18) 93.2%	79.9%	81.0%	79.2%	83.2%	82.0%	78.1%	85.3% (26年度)	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)	A	目標における全国平均は、平成18年度時の値
第5節 化学物質による環境リスクの低減												
61	化学物質の環境基準達成率	ベンゼン 100%	100%	100%	100%	94.1%	100%	100%	100%	100%達成 (毎年度)	B	
62		トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン 100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
63		ダイオキシン類 (一般大気環境100%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
64		(公共用水域水質 98.9%)	100%	99.0%	100%	98.9%	97.8%	97.7%	95.2%			
65		(公共用水域底質、地下水土壌 100%) (18年度)	100%	100%	99.9%	100%	100%	100%	100%		(26年度)	
66	有害化学物質の届出排出量	約9千t (17年度)	約8,800t (19年度)	約8,800t (19年度)	約6,500t (21年度)	約6,500t (21年度)	約6,800t (23年度)	約6,600t (24年度)	約6,200t (25年度)	前年度より減少させます (毎年度)	A	
第6節 放射性物質による環境汚染への対応												
67	空間放射線量率	0.025 ~ 0.126 μSv/h (25年度)							0.028 ~ 0.119 μSv/h (26年度)	国が定める除染等の措置等の実施要件未済の状態 (毎年度) [参考]除染等の措置等の実施要件 0.23 μSv/h	B	

第5章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり

項目名	基準年 (年度)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標/目標年 (年度)	基準年 比較	備考
第1節 環境学習の推進											
68	県が主催・共催する環境学習への参加者数	16,841人 (17年度)	24,278人 (20年度)	25,544人 (21年度)	25,257人 (22年度)	22,775人 (23年度)	21,440人 (24年度)	18,857人 (25年度)		17,000人以上 (毎年度)	
	県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841人 (17年度)							31,637人 (26年度)	27,000人以上 (毎年度)	A
第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進											
69	環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合(アンケート調査による)	36.0% (18年度)	17.3%	21.1%	14.6%	19.6%	17.8%	16.7%	24.4% (26年度)	70%以上 (30年度)	C
	ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数	487 (18年度)	565	588	669	683	684	704	665 (26年度)	1,000 (30年度)	A
第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用											
71	募金総額(累計)	11億8百万円 (18年度末までの累計)	11億4千7百万円	11億5千9百万円	11億7千1百万円	11億8千万円	11億8千7百万円	11億9千3百万円	11億9千9百万円 (26年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)	目標値までの達成率は4.8%
	助成事業費(累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	9千万円	1億1千万円	1億3千万円	1億7千4百万円	1億8千9百万円	2億円	2億9千1百万円 (26年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)	目標値までの達成率は7.2%
第4節 県域を越えた連携と国際協力の促進											
73	県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	八都県市環境問題対策委員会に地球温暖化対策特別部会を設置し、温暖化対策の強化に関する検討を開始	八都県市で連携し、深夜化するライフスタイルの見直しなどの地球温暖化対策、首都圏に流入する自動車の排出ガス対策の検討等を実施	九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策や電気自動車など次世代自動車の普及方策の検討等を実施	九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策を実施	九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策を実施	ディーゼル自動車運行規制の合同検査や、九都県市による地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施	ディーゼル自動車運行規制の合同検査や、九都県市による地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施	連携した取組を拡大します (毎年度)	
	74	県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回89人 (14～18年度の間の年平均値)	5回31人	8回53人	5回51人	4回40人	5回31人	6回47人	5回53人 (26年度)	増加させます (毎年度)

(参考) 基準年との比較

A	28/55 (50.9%)
B	11/55 (20.0%)
C	16/55 (29.1%)

A: 基準年(度)と比べ目標に近づいている

B: 基準年(度)と変わらない

C: 基準年(度)と比べ目標に向けての進捗が見られない

計画途中での評価になじまない指標など19個については評価を行っていませんが、達成率を示せる指標は、その値を備考欄に記載しています。

千葉県環境基本計画 平成 26 年度年次報告

[編集・発行] 千葉県環境生活部環境政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

電話 043 - 223 - 4705

F A X 043 - 222 - 8044

Email e-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp